

第5次 市原市地域福祉活動計画

前期計画（平成29年度～平成33年度）



平成29年7月
社会福祉法人 市原市社会福祉協議会



表紙及び本文のイラストは
小林理代様のご厚意により
作成していただきました。

市原市社会福祉協議会マスコットキャラクター よつばちゃん

はじめに

市民の皆様には、日頃より市原市社会福祉協議会の運営及び事業に関しまして、ご理解いただくとともに、ご支援、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。



市原市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、平成18年より市原市（行政）が策定する「地域福祉計画」と目的を共有する「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んで参りました。これまで計画に基づき行ってきた活動は、様々な形で着実に地域に根付いてきております。一人ひとりの地域住民の方々、町会・自治会をはじめとする様々な組織・団体の皆様とともに歩みを進めてきた結果であると感じております。

今日、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の変化などを背景として、人と人とのつながりの希薄化による支え合い機能の低下、地域活動の担い手の不足、制度の狭間に置かれた方の問題など、複雑化・多様化した課題が地域には山積しています。また、これを受けて、新たな法律の施行や制度改正が行われるなど、地域福祉を取り巻く環境もめまぐるしく変化してきています。

こうした状況を踏まえ、市原市社会福祉協議会では「第5次地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画は、地域福祉をめぐる課題や社会情勢の変化などを捉えながら、第4次の地域福祉活動計画を発展的に継続することを基本としています。

今後は、本計画を広く市民の皆様にお伝えするとともに、計画の基本理念である「一人ひとりを尊重し、共に支え合い、みんなで創る私たちのまち」の実現に向けた活動について、市民の皆様との連携を更に強め、協働しながら取り組んで参りたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました地域福祉関係者の皆様、市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成29年7月

社会福祉法人市原市社会福祉協議会
会 長 深 谷 み ど り

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要	1
（1）計画策定の趣旨	1
（2）計画策定の目的	1
（3）計画の性格と位置づけ	3
（4）計画の期間	4
（5）推進主体と地域福祉圏域の設定	5
2 第4次地域福祉活動計画の評価	6
（1）計画の目指したもの	6
（2）主な取り組みと今後の課題	6
3 地域福祉関連制度の動向	11

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	13
2 基本目標	13
3 計画の体系	14

第3章 施策・事業の推進

基本目標1 みんなで支え合い助け合える地域づくり	15
（1）小域福祉ネットワーク・地区社協の活性化支援	15
（2）地域づくりを支援する事業の充実	16
（3）災害ボランティア活動の環境整備	18
基本目標2 みんなの生活を支えるための体制づくり	20
（1）総合的な相談支援体制の充実	20
（2）地域生活を支援する事業の充実	21
（3）子育て・高齢者・障がい者・生活困窮者支援活動の充実	22
基本目標3 みんなの顔がつながる仕組みづくり	26
（1）地区行動計画の策定・推進	26
（2）福祉圏域間の連携・協働体制の強化	27
（3）関係機関・専門機関との連携の推進	28
基本目標4 みんなで取り組むための基盤づくり	29
（1）地域福祉を支える多様な担い手の養成	29
（2）ボランティアセンター機能の強化	31
（3）地域福祉推進体制の強化	32

第4章 地域特性に応じた地域福祉活動の展開に向けて

1	辰巳台地区（辰巳台東、辰巳台西、白幡）	35
2	市津地区（市東第二、湿津、市東第一）	37
3	ちはら台地区（水の江、清水谷、牧園、ちはら台桜）	39
4	国分寺台地区（国分寺台西、国分寺台、国分寺台東）	41
5	姉崎地区（姉崎、明神、青葉台）	43
6	有秋地区（有秋南、有秋西、有秋東）	45
7	三和地区（市西、海上、養老、光風台）	47
8	南総地区（牛久、内田、寺谷、平三、鶴舞、戸田）	49
9	加茂地区（白鳥、富山、高滝、里見）	51
10	五井地区（白金、若葉、千種、東海、国府、五井、京葉）	53
11	市原地区（若宮、石塚、五所、菊間、八幡、市原）	55

第5章 計画の推進と評価

1	計画の周知	57
2	計画の進行管理	57
3	計画の推進体制	58
	（1）推進体制	58
	（2）連携・協働体制	58
	（3）活動実践者からの意見集約	58
4	計画の指標	59

資料編

計画の策定経過	61
用語解説	62

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の変化などに伴って、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤独死や引きこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪徳商法被害などの権利擁護の問題など、地域における生活課題は、複雑・多様化し、かつ深刻化しています。

こうした課題などに対して、新たに生活困窮者自立支援法の施行や、介護保険法の改正による地域包括ケアシステムの構築、社会福祉法の改正による社会福祉法人の地域における公益的な活動など、公的な制度やサービスの考え方が示される一方で、公的な福祉だけに頼らない地域住民や民間の参画による支え合い、助け合いの仕組みが必要とされ、地域福祉活動に対する期待は、ますます大きなものとなっています。

市原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、平成8年より5カ年を計画期間とする「地域福祉活動計画」を策定し、これに基づき「地域福祉の推進」への取り組みに力を注いできました。第1次及び第2次地域福祉活動計画は市社協の事業計画が中心でしたが、平成18年に策定した第3次地域福祉活動計画からは、市社協が市原市における地域福祉の推進役となり、地域住民をはじめ、地域の関係団体、ボランティア・NPO、福祉事業者、市原市（行政）などとの連携・協働により、地域福祉の推進を目指す計画に内容を転換しました。

しかしながら、前述したとおり、地域を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で、今後も地域福祉の推進役として時代の流れに対応していくためには、多種・多様な機関、団体、個人との連携・協働による新たな取り組みが求められています。そこで、これまで進めてきた効果的な取り組みや活動を継続しつつ、新たな時代の要請に対応していくために「第5次市原市地域福祉活動計画」（以下「本活動計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画策定の目的

平成12年の社会福祉事業法の改正により「社会福祉法」が成立し、同法の目的の一つとして「地域福祉の推進」（第4条）が掲げられるとともに、全国の市町村には、地域福祉の推進に取り組むための一つの有力な手法として「市町村地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）の策定に努めていくことが規定されました（第107条）。

このことを受け、市原市（行政）では、平成18年に最初の地域福祉計画である「いちほら支え合い福祉プラン（市原市地域福祉計画）」、平成23年に「第2期市原市地域福祉計画」が策定されています。

また、社協（社会福祉協議会の略称）は、同法において「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」として規定されました（第109条）。

この規定により、社協の社会的意義が公認されるとともに、これまでも増してより積極的に地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められるようになり、その実践の道標ともなるものが「地域福祉活動計画」と言えます。

（参考）社会福祉法より抜粋

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第109条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 計画の性格と位置づけ

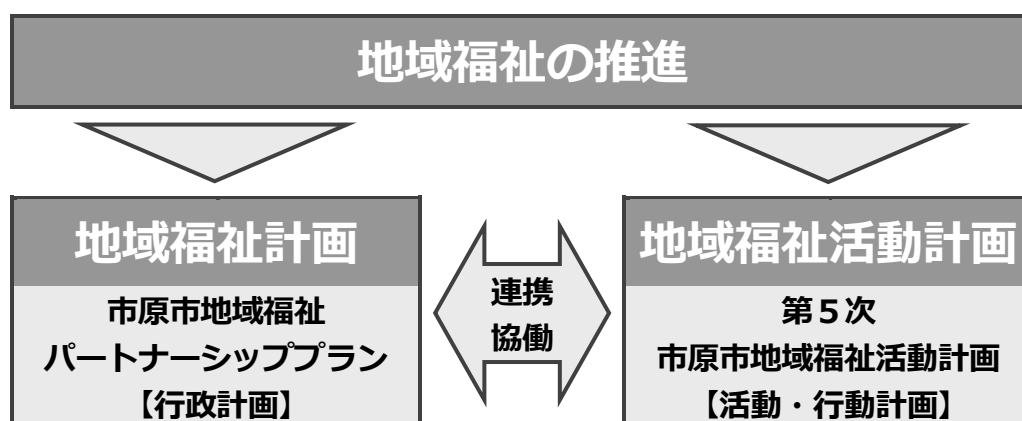
市原市（行政）が策定する「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するための基本的な方向性や、施策を展開していく上での基本事項を定め、仕組みづくりや環境整備などを行う、地域福祉における基本計画的な役割を担う「行政計画」です。

一方、市社協が策定する「地域福祉活動計画」は、地域とのつながりを大切にししながら、市社協として取り組むべき施策・事業の方向性や、推進基盤の強化のあり方などを示す、地域福祉の推進を目的とした民間の「活動・行動計画」です。

両計画は、ともに地域福祉の推進を目指したものであり、両計画をより実践的・具体的な計画とするためには、相互に連携・協働し、補完し合うことが極めて重要となります。

このため、本活動計画については、市原市（行政）が平成29年3月に策定した「市原市地域福祉パートナーシッププラン（市原市地域福祉計画2017年度～2026年度）」（以下「パートナーシッププラン」という。）との整合性を図りながら策定したものであり、一体的に地域福祉を推進する計画としています。

図表1 地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ



(4) 計画の期間

本活動計画の計画期間は、パートナーシッププランと同様に、平成29年度から平成38年度までの10年間としますが、計画の実行（実効）性を高めるために、5年ごとに計画書（前期計画、後期計画）を策定します。

ただし、社会情勢の変化や制度改正による影響をはじめ、3年ごとに策定される市原市の実行計画の方向性などを勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

図表2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の計画期間

H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
市原市地域福祉パートナーシッププラン （市原市地域福祉計画2017年度～2026年度）									
第5次市原市地域福祉活動計画 〔前期計画〕					第5次市原市地域福祉活動計画 〔後期計画〕				

(5) 推進主体と地域福祉圏域の設定

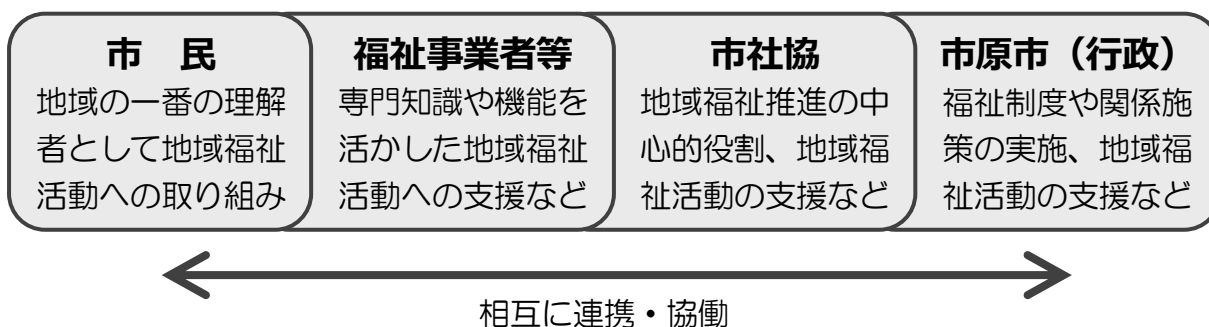
パートナーシッププランでは、地域福祉活動が効果的・効率的に推進されることを目的に、第1期及び第2期市原市地域福祉計画に引き続き、「4つの推進主体」と「3層の福祉圏域」を定めています。

市社協には、これまでの取り組みと実績から、今後も、「地域福祉を推進する上での中心的な役割」が期待されており、また、市原市全域を範囲とする「基本福祉圏」における主要な主体として位置づけられています。

① 4つの推進主体

「市民」、「福祉事業者等」、「市社協」、「市原市（行政）」を推進主体として定め、それぞれ基本となる役割分担に基づきながら、また、相互に連携・協働しながら、地域福祉の推進に取り組むこととされています。

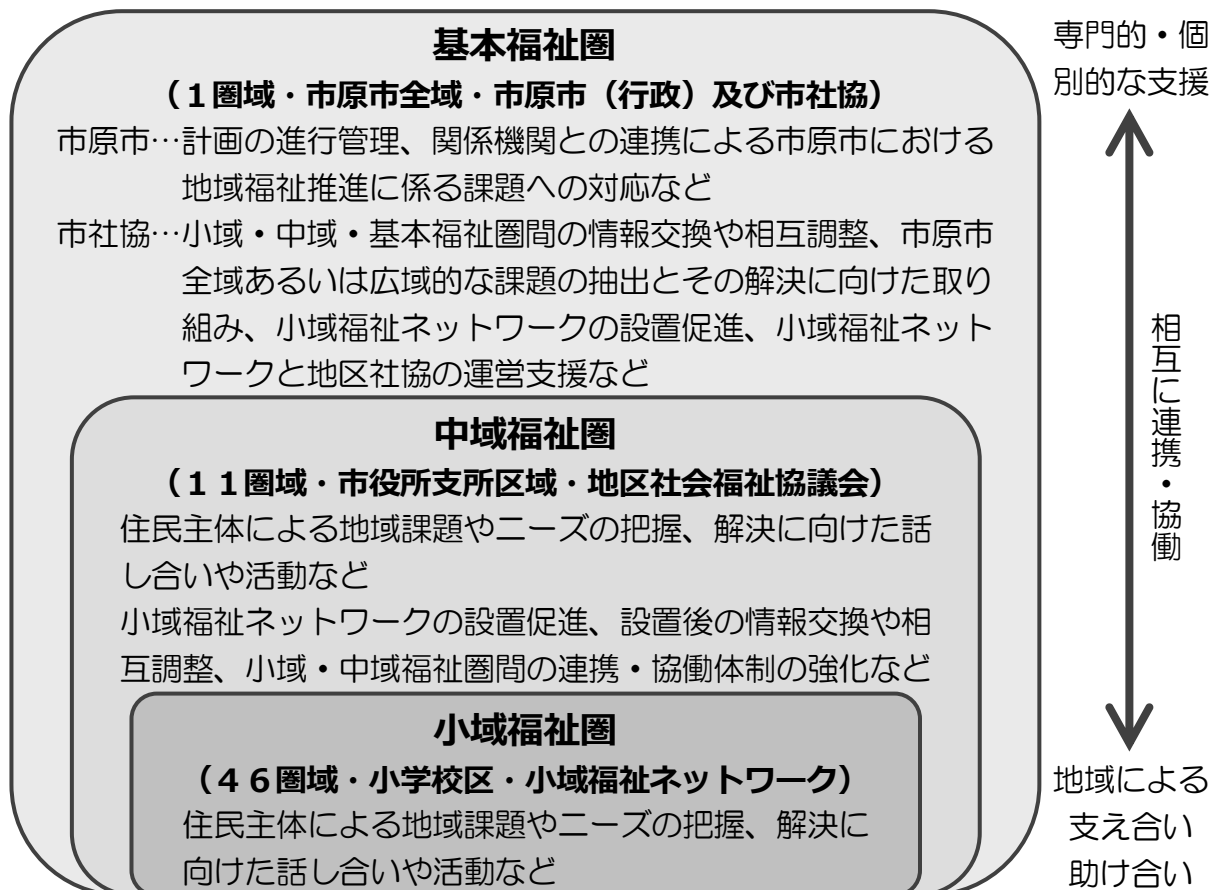
図表3 推進主体の役割と連携・協働イメージ



② 3層の福祉圏域

「小域福祉圏」、「中域福祉圏」、「基本福祉圏」を福祉圏域として設定し、それぞれが担う機能・役割を果たしながら、また、相互に連携・協働しながら、地域福祉の推進に取り組むこととされています。

図表4 福祉圏域の機能・役割と連携・協働イメージ



コラム

地区社会福祉協議会とは

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）は、市社協が定めた「地区社会福祉協議会設置規程」に基づき、市内11地区（五井支所区域内には五井地区と国分寺台地区の圏域を設定）に設置されています。今後も、市社協の内部組織として、市社協と地区社協が一体となって地域福祉の推進に取り組めます。

小域福祉ネットワークとは

小域福祉ネットワークは、市原市地域福祉計画に基づき、市内46小学校区（平成18年度時点・地域の事情に応じて複数の小学校区を一つの圏域として設定することもある）ごとに設置が進められ、これまでに43小学校区（41団体）で住民主体による小域福祉ネットワークが設置されています。

2 第4次地域福祉活動計画の評価

(1) 計画の目指したもの

第4次地域福祉活動計画（平成23年度～平成28年度）は、「意識啓発型」の面が強かった第3次地域福祉活動計画の基本的な考え方を継承しつつ、目標の実現に向けて、様々な地域福祉活動をより具体的に進めていくための「実行推進型」計画として策定しました。

計画の実行性をより高めるために、第3次地域福祉活動計画で設定した「4つの目標（目指す地域福祉の方向）」を引き継ぐとともに、これまでの取り組みの成果や課題について検証を行い、そこから「5つの重点的な取り組み」を導き出し、その実現に向けた施策・事業に重きを置いて取り組んでいくこととしました。

(2) 主な取り組みと今後の課題

地域福祉活動は、短期間で目覚ましい成果が現れるようなものではなく、時代の変遷に合わせて形を変えながらも、継続して取り組んでいくことに意義があり、また、それに伴い成果も現れてくるものです。

ここでは、本活動計画の策定にあたり、第4次地域福祉活動計画における主な取り組みと見えてきた今後の課題について、整理しました。

重点的な取り組み1 地域福祉推進のためのネットワークづくり

主に取り組んだもの

- 「小域福祉ネットワーク」の設置について、地区社協や市原市（行政）と連携しながら取り組んだ結果、21小学校区において新たに設置がなされ、これまでに46小学校区中43小学校区（41団体）で住民主体による小域福祉ネットワークが設置されました。
- 小域福祉ネットワークの事務局としての役割を果たすため、各小域福祉ネットワークで行われる会議などに市社協職員が参加し、必要な情報提供、助言、アドバイスなどを行い、円滑な組織運営の支援に努めました。

今後の課題

- 未設置校区における地域福祉活動をより一層促進するために、小域福祉ネットワーク設置の必要性とその意義について、地域住民の理解を求めていく必要があります。
- 住民参加・住民主体による地域福祉活動の更なる拡充に取り組んでいくためには、今後も専門知識を有し、地域支援を総合的に展開することのできる職員が継続的に支援していくことが必要です。

重点的な取り組み2 地域福祉推進のための担い手づくり

主に取り組んだもの

- 団体の新設や活動の拡充などに伴い、平成23年度当初は800名程度であった小域福祉ネットワーク活動者数が、平成29年4月1日現在では、およそ2.3倍の1,896名へと増加しました。
- 「出前講座」などによる福祉教育の推進を図るとともに、「市民活動センター事業」や「保健福祉センター事業」などを通じた新たなボランティア活動者の確保・養成に取り組みました。

今後の課題

- 地域福祉活動への期待がますます高まる中、地域においては、担い手不足や高齢化といった問題を抱えています。地域福祉を支える多様な担い手の確保・養成のための取り組みの充実・強化が急務となっています。

重点的な取り組み3 地域福祉推進のための相談体制づくり

主に取り組んだもの

- 住民が抱える生活課題の解決に向けて、小域福祉ネットワーク、地区社協、市社協が連携・連動し、包括的・重層的な相談支援活動を行う「総合相談支援事業」に取り組み、関係機関などと連携しながら、課題解決に向けた支援に努めました。
- 生活課題を抱える低所得世帯などに対して、「各種資金貸付制度」による経済的援助にあわせて、経済的自立や生活意欲の促進を図るために、民生委員・児童委員などとの連携による相談援助活動に取り組みました。

今後の課題

- 地域における生活課題は複雑・多様化してきており、これまでの取り組みだけでは解決が難しくなっています。今後は、住民同士のつながりを深め、互いに支え合い、助け合う「地域づくり」と、生活課題を抱えた住民の自立生活を支えていく「生活支援」に視点を置いて取り組みを進めていくことが必要です。
- 複合的な課題を抱える住民を包括的に支援していくためには、様々な分野で活動する関係機関や専門機関との緊密な連携体制を構築する必要があります。

重点的な取り組み4 地域福祉推進のための情報共有の場づくり

主に取り組んだもの

- 小域福祉ネットワークや地区社協を対象とした連絡会議や合同研修会を開催し、地域福祉の推進に関する連絡調整や情報交換を行うとともに、地域課題の把握と情報の共有化を図りました。

今後の課題

- 住民参加・住民主体による地域福祉活動の更なる拡充に取り組んでいくためには、活動を実践する小域福祉圏（小域福祉ネットワーク）と中域福祉圏（地区社協）、活動を支援する基本福祉圏（市原市（行政）及び市社協）の3層福祉圏が、これまで以上に連携し合いながら、協働していく必要があります。

重点的な取り組み5 地域福祉推進のための市社協の基盤づくり

主に取り組んだもの

- 保健福祉センター3館（姉崎保健福祉センター、三和保健福祉センター、南部保健福祉センター）と市民活動センターに地区担当職員をそれぞれ配置し、当該地区ごとに総合的な支援活動に取り組みました。
- 第4次活動計画に基づき、更なる地域福祉の推進を図るために「第2次発展・強化計画」を策定し、法人運営基盤の強化に取り組みました。
- 地域福祉関係者の理解と協力のもと、平成25年4月1日をもって全ての「市社協支部」を、地域性や独自性を活かした取り組みを進めていくことのできる「地区社協」へと移行しました。

今後の課題

- 地域福祉の推進役を担う市社協として、全ての部門、全ての役職員が丸となって地域福祉の推進に取り組むための法人運営基盤を一層強化する必要があります。
- 近年、地域福祉の推進に影響すると思われる新たな法律の施行や制度改正が行われています。地域福祉関連制度の動向に注視しながら、地域福祉推進体制を一層強化する必要があります。

目標1 支え合い・助け合いのあるまちづくり

主に取り組んだもの

- 一人暮らし高齢者などへの見守り支援を行う「安心生活見守り支援事業」の拡充について、市原市（行政）と連携しながら取り組んだ結果、22小学校区において新たに事業が開始され、現在では46小学校区中28小学校区で定期的な見守り・声かけ活動が展開されております。
- 市社協や地区社協などが実施する様々な事業や取り組みを通じて、住民に対して地域福祉活動の理解促進を図るとともに、活動参加のきっかけの提供に努めました。

今後の課題

- 未実施校区における地域福祉活動をより一層促進するために、安心生活見守り支援事業の必要性とその意義について、小域福祉ネットワーク関係者の理解を求めていく必要があります。
- 様々な機会を捉えて、地域福祉に関する啓発活動を行うとともに、地域福祉活動への参加機会の提供を図る必要があります。

目標2 身近にふれ合える場のあるまちづくり

主に取り組んだもの

- 高齢者や障がいのある方、子育て家庭などの閉じこもりや社会的な孤立を防ぐために、地区社協などと連携しながら、交流やふれあい、仲間づくりの場となる「ふれあいサロン事業」の拡充に取り組みました。
- 判断能力が不十分な高齢者や障がいのある方などの地域生活を支援するために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行う「福祉サービス利用援助事業」の充実に取り組みました。

今後の課題

- 誰もが、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくためには、身近なところで気軽に集い、交流し、楽しむことのできる場を更に拡充していくことが必要です。
- 認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などの地域生活を支えていくためには、その方の状態に応じた、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

目標3 健康で生きがいの持てるまちづくり

主に取り組んだもの

- 高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン事業」において、関係機関などとの連携による介護予防や健康づくりのためのプログラムを盛り込み、継続的な健康づくりの支援に努めました。
- 「市民活動センター事業」や「保健福祉センター事業」などにおいて、シニア層を対象とした事業や世代間交流事業などを実施し、高齢者の生きがいつくりの支援に努めました。

今後の課題

- 高齢者人口の増加が見込まれる中、高齢者自身の社会参加を促進していくことが必要です。生きがいつくりや介護予防も含め、元気な高齢者などには、支えられる側から支える側に回ってもらうための取り組みを充実する必要があります。

目標4 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

主に取り組んだもの

- 災害支援活動に関わる様々な機関・団体との平常時からのネットワーク化を進めるとともに、災害時を想定して策定したマニュアルに基づく「災害ボランティアセンター設置運営訓練」などを実施し、災害ボランティア活動の基盤整備に取り組みました。
- 高齢者や障がいのある方などの外出を支援し、社会参加を促進するために「送迎ボランティアサービス事業」などの移送サービスの充実に取り組みました。

今後の課題

- 東日本大震災の発生後、災害時における支え合い・助け合い活動への関心は高まっているものと考えられます。地域特性に応じながら、災害にも強い地域づくりに向けた取り組みを促進していくことが必要です。
- 高齢者や障がいのある方などのうち、自力での外出が困難な方の閉じこもりや地域の中での孤立を防ぐために、見守りや外出支援のための取り組みを充実する必要があります。

3 地域福祉関連制度の動向

第4次地域福祉活動計画の策定以降、新たな法律の施行や制度改正が行われています。ここでは、本活動計画の策定にあたり、地域福祉に関わりの深い以下の4点から、地域などに求められる役割について、整理しました。

<生活困窮者自立支援法関連>

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法では、一人ひとりの自立に向けた自立相談支援をはじめ、就労準備支援、家計相談支援、子どもの学習支援など、これまで制度の狭間に置かれていた「生活保護に至る前の段階にある生活困窮者」への支援策が制度化され、既存の各種制度などと連携した包括的・総合的な支援活動の展開が求められることとなりました。

～地域に求められる役割～

- ☞生活困窮者が抱える生活課題の早期発見と適切な相談機関へと結びつける支援
- ☞生活困窮者の孤立を防ぐ地域での見守り活動
- ☞生活困窮者の状況に合わせた居場所や社会参加の場づくり

<介護保険制度改正関連・地域包括ケアシステムの構築>

平成27年4月の介護保険制度改正では、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、その地域の特性に応じて、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を作り上げていくこととなりました。

～地域に求められる役割～

- ☞住民主体、ボランティア・NPO、民間企業などの多様な活動主体による生活支援サービスの提供
- ☞共に支え合うための高齢者の社会参加の場づくり
- ☞住民や関係機関・団体などの参画による地域における支え合いの体制づくり

<総合的な権利擁護関連>

認知症高齢者の増加、知的障がいや精神障がいのある方などの地域生活移行が推進される中、判断能力が十分でない方々に対して生活支援を行うためには、地域において権利擁護に対する理解促進や支援体制づくりが必要となります。

～地域に求められる役割～

- ☞地域生活に移行する権利擁護が必要な対象者への理解促進
- ☞権利擁護センターや後見支援センターなどの専門機関などと連携した、支援が必要な対象者を地域で見守る体制づくり

＜社会福祉法人制度改革関連・地域における公益的な取り組み＞

平成28年4月の社会福祉法人改革では、全ての社会福祉法人に対して、日常生活または社会生活上の支援を必要としている者に対して、無料または低額な料金で福祉サービスの提供を行う、「地域における公益的な取り組み」を実施する責務が位置づけられました。地域の実情に応じた様々な取り組みを行うには、地域の関係団体との話し合いを通じた検討も必要となります。

～社会福祉法人に求められる役割～

- ☞ サービス開発に向けた関係団体との話し合いによる地域ニーズの把握
- ☞ 社会福祉制度の狭間にあるサービス開発・提供



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

住み慣れた地域で、生涯にわたって自立し、安心して生活できる地域社会を実現していくことは、全ての住民の願いです。そのためには、地域に暮らす一人ひとりが、日頃から人と人とのつながりや地域の絆を大切にしながら、お互いに支え合い、助け合っていくことが大切です。

本活動計画は、次の基本理念のもと、住民の誰もが、地域で安心して暮らし続けることのできるまちの実現を目指します。

**一人ひとりを尊重し、共に支え合い、
みんなで創る私たちのまち**

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの項目を基本目標に掲げ、本計画を推進していきます。

基本目標1 みんなで支え合い助け合える地域づくり

住民参加・住民主体による地域福祉活動を支援し、同じ地域に暮らす住民同士のつながりをさらに深め、地域全体で支え合い、助け合うことができる「地域づくり」を推進します。

基本目標2 みんなの生活を支えるための体制づくり

地域における生活課題が複雑・多様化する中で、公的制度やサービスだけでは対応できない課題の解決に向け、地域住民の日常生活を支えるための「生活支援」活動を推進します。

基本目標3 みんなの顔がつながる仕組みづくり

地域力をより一層高めるために、小域・中域・基本福祉圏間の連携・協働体制を強化するとともに、地域福祉に関わる関係機関・団体との顔の見える「連携づくり」を推進します。

基本目標4 みんなで取り組むための基盤づくり

生涯を通じた福祉教育の展開や地域福祉を支える人材の養成、地域福祉推進の中心的な役割を担う市社協の基盤強化など、地域福祉を推進するための「基盤づくり」を推進します。

3 計画の体系

【基本理念】

一人ひとりを尊重し、共に支え合い、みんなで創る私たちのまち

【基本目標】

地域づくり

1 みんなで支え合い助け合える地域づくり

生活支援

2 みんなの生活を支えるための体制づくり

連携づくり

3 みんなの顔がつながる仕組みづくり

基盤づくり

4 みんなで取り組むための基盤づくり

【施策・事業】

小域福祉ネットワーク・地区社協の活性化支援

地域づくりを支援する事業の充実

災害ボランティア活動の環境整備

総合的な相談支援体制の充実

地域生活を支援する事業の充実

子育て・高齢者・障がい者・生活困窮者支援活動の充実

地区行動計画の策定・推進

福祉圏域間の連携・協働体制の強化

関係機関・専門機関との連携の推進

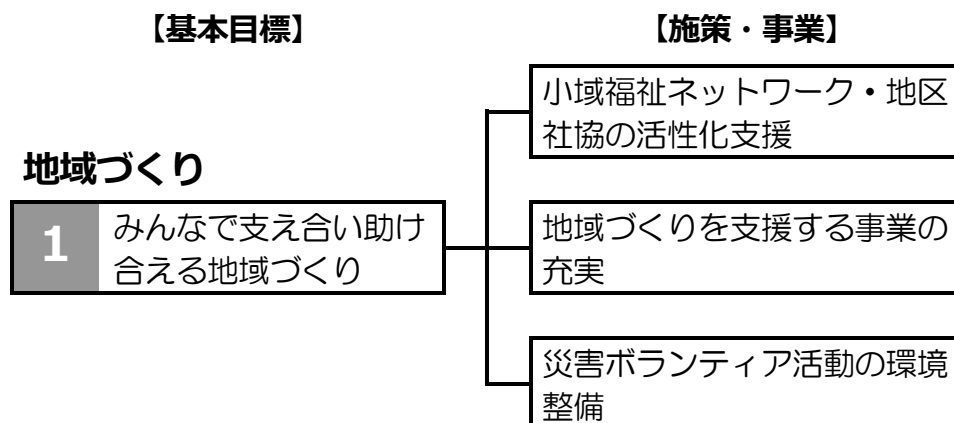
地域福祉を支える多様な担い手の養成

ボランティアセンター機能の強化

地域福祉推進体制の強化

第3章 施策・事業の推進

1 みんなで支え合い助け合える地域づくり



(1) 小域福祉ネットワーク・地区社協の活性化支援

住民参加・住民主体による地域福祉活動の更なる活性化を支援するために、以下の施策・事業に取り組みます。

①小域福祉ネットワークの設置促進

【方向性】

今後も、地区社協や市原市（行政）と連携しながら、「小域福祉ネットワーク」未設置校区への働きかけを行い、全ての小学校区での設置を目指します。

【取組方策】

未設置校区における地域福祉活動をより一層促進するために、小域福祉ネットワーク設置の必要性とその意義について、地域住民の理解を求めていきます。

また、当該地区の地域福祉関係者と調整しながら、説明会や準備会など、段階に応じた取り組みを進めます。

②小域福祉ネットワーク・地区社協の活動支援・運営支援

【方向性】

住民参加・住民主体による地域福祉活動の更なる拡充を目指して、活動の活性化とともに、円滑かつ安定的な組織運営を支援します。

【取組方策】

それぞれの小域福祉ネットワークや地区社協で行われる各種会議や事業などに市社協の地区担当職員（当該地区における地域支援を総合的に展開することを目的に平成23年度より配置）が積極的に参加し、必要な情報提供、助言、アドバイスをを行うなど、継続的な支援に努めます。

また、小域福祉ネットワークや地区社協を対象とした連絡会議の開催を通じて、地域福祉の推進力を高めるための支援に取り組みます。

(2) 地域づくりを支援する事業の充実

支え合い・助け合いのある地域づくりを支援するために、以下の施策・事業に取り組みます。

①ふれあいサロン事業の推進

【方向性】

高齢者や障がいのある方、子育て家庭などの閉じこもりや社会的な孤立を防ぐために、地区社協や小域福祉ネットワークなどと連携しながら、交流やふれあい、仲間づくりの場となる「ふれあいサロン事業」の拡充に取り組みます。

【取組方策】

地区社協や小域福祉ネットワークをはじめ、地域の関係団体などに協力いただきながら、身近なところで参加できる場の確保に努めます。

また、地域を取り巻く環境の変化や市原市（行政）が進める施策の動向、活動実践者の意見などを勘案しながら、地域に必要とされるふれあいサロンのあり方について、検討を進めます。

②安心生活見守り支援事業の推進〔小域福祉ネットワーク〕

【方向性】

一人暮らし高齢者や障がい者世帯、高齢者のみ世帯などの社会的な孤立を防ぐために、定期的な見守り・声かけ活動を行う「安心生活見守り支援事業」について、市原市（行政）と連携しながら、全ての小学校区での実施を目指します。

また、既に事業を実施している校区については、市社協の地区担当職員が、見守り・声かけ活動を行う「安心訪問員」を対象とした基礎研修やフォローアップ研修を実施するなど、継続・安定した事業活動を支援します。

【取組方策】

未実施校区における地域福祉活動をより一層促進するために、安心生活見守り支援事業の必要性とその意義について、小域福祉ネットワーク関係者の理解を求めていきます。

また、既に事業を実施している校区については、地域と連携しながら、事業の周知と利用促進を図るとともに、活動の担い手である安心訪問員の増強に取り組みます。

③共同募金会「歳末たすけあい運動」の推進

○福祉バザー事業・歳末たすけあい募金事業の推進

【方向性】

「歳末たすけあい運動」への協力事業として実施している「福祉バザー事業」や「歳末たすけあい募金事業」について、地域住民の理解を求めていきます。

【取組方策】

広報紙、ホームページ、地域との連携などにより、事業の意義やその重要性について地域住民の理解を求めていくとともに、新たな財源確保策について検討を進めます。

○歳末見舞金配布事業・地域福祉支援事業の推進

【方向性】

「歳末たすけあい運動」の本来の趣旨に鑑み、また、限られた財源の有効活用を図るために、「金銭的な支援」（歳末見舞金配布事業）から「事業による支援」（地域福祉支援事業）への移行を進めます。

【取組方策】

「歳末見舞金配布事業」に協力していただいている民生委員・児童委員や、その財源づくりに協力していただいている地区社協の意見などを踏まえ、円滑な移行のあり方や進め方などについて、検討を進めます。

あわせて、小域福祉ネットワークや地区社協を助成対象とした「地域福祉支援事業」について、全ての団体が継続した実施が可能となるよう、安定した財源の確保に努めます。

（参考）中央共同募金会ホームページより抜粋

地域歳末たすけあい運動とは

「地域歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開するものです。

取り組み事例

- 1 年末や新年を機会とする地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動の実施
 - ①地域住民の誰もが共に地域社会の一員として参加できる年末や新年を機会とする地域福祉活動やイベントの展開
 - ②地域の福祉課題や生活課題に対する理解と福祉活動への参加の促進
- 2 地域の福祉ニーズをもつ方（世帯）への支援の実施
- 3 たすけあいによるセーフティーネットの仕組みづくり
 - ①「たすけあいセーフティーネット事業（仮称）」の立上げ・推進支援
 - ②防災・減災・災害時等要援護者支援活動の推進

実施時期

12月1日～12月31日 1ヵ月間

運動推進主体

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、市町村共同募金委員会など

④高齢者の通いの場づくりへの協力〔市原市施策〕

【方向性】

外出機会の提供による閉じこもりの予防や生活機能の維持向上を目的とした「住民主体の通いの場」の拡充に積極的に協力します。

【取組方策】

市原市担当課（高齢者支援課）と連携しながら、地域福祉関係者への事業周知を図ります。

（３）災害ボランティア活動の環境整備

市原市地域防災会議が策定した「市原市地域防災計画」で求められる市社協の役割を果たすために、以下の施策・事業に取り組みます。

①災害支援ボランティア活動連絡調整会議の運営

【方向性】

市原市が大規模災害に見舞われた時に、迅速かつ効果的な災害支援活動が行えるよう、支援活動に関わる関係機関・団体で構成する「市原市災害ボランティア活動連絡調整会議」を定期的開催し、平常時からの「顔の見える関係づくり」に取り組みます。

【取組方策】

災害支援活動に関わる関係機関・団体との平常時からのネットワーク化を進め、災害時のボランティア活動が展開しやすい環境を整備するとともに、小域福祉ネットワークや地区社協が行う防災・減災に向けた取り組みの支援に努めます。

②災害時救援活動のための社協基盤整備方策（初動体制マニュアル）及び災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの整備

【方向性】

市社協が災害時を想定して策定した「災害時救援活動のための社協基盤整備方策（初動体制マニュアル）」及び「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に基づく訓練を実施し、両マニュアルの検証を行います。

【取組方策】

災害支援活動に関わる関係機関・団体の協力のもと、両マニュアルに基づく「災害ボランティアセンター設置運営訓練」を定期的実施し、検証、評価、必要に応じ改善を繰り返しながら、マニュアルの実効性を高めていきます。

③災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

【方向性】

大規模災害が発生した時に、支援を必要とする人（被災した地域・住民）と活動を希望する人（災害支援ボランティア）のコーディネートなどを組織的に展開するために「災害ボランティアセンター設置運営訓練」を定期的実施します。

【取組方策】

災害ボランティアセンターの安定した運営を行うには、市社協職員だけでなく、多くのボランティアや住民などの協力が必要不可欠であることから、小域福祉ネットワークや地区社協などと連携しながら、住民参加による、より実践的な訓練を実施します。

④災害支援ボランティア事業の推進〔地区社協〕

【方向性】

災害にも強い地域づくりに向けて、地域特性に応じた防災・減災活動に取り組む「災害支援ボランティア事業」について、全ての地区社協での実施を目指します。

【取組方策】

防災・減災の観点をより効果的に取り入れた事業活動が展開されるよう、市社協が「市原市災害ボランティア活動連絡調整会議」の構成機関・団体との橋渡し役・調整役を担います。

（参考）市原市地域防災計画より抜粋

「地震・津波編」及び「風水害等編」

ボランティア対応計画

災害支援ボランティアの養成、登録、他市からの受け入れ、業務分担を定め、有事に際して万全を期する計画である。

市は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

市災害ボランティアセンターについては、市原市社会福祉協議会が中心となって運営されることが期待されており、千葉県社会福祉協議会と市原市社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、市は、その運営を支援する。

ボランティアの養成、登録

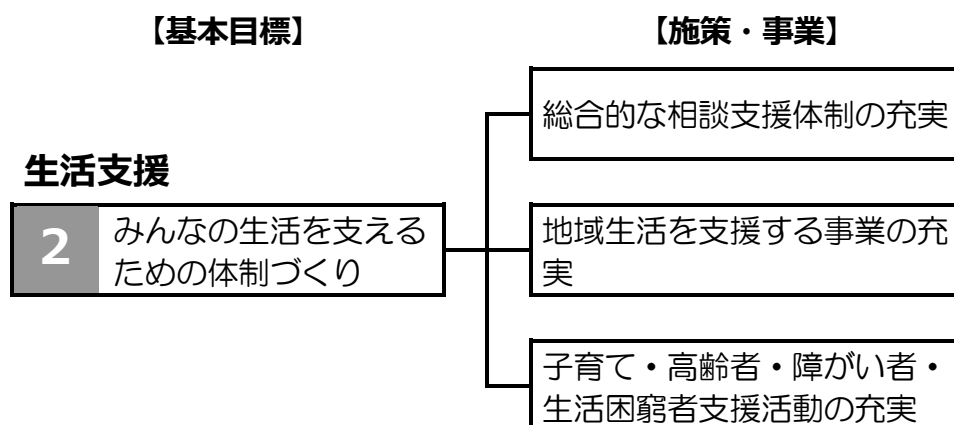
災害支援のためのボランティアの養成、登録は市原市社会福祉協議会がこの任にあたる。

ボランティアの受け入れ、体制

ボランティアの受け入れは、市原市ボランティアセンター（社会福祉協議会）を中心として実施する。

災害時要援護者とボランティアの連絡調整やボランティアの業務分担事務は、同センターのボランティアコーディネーター及び災害支援ボランティア等（保健福祉部職員を含む。）がこの任にあたる。

2 みんなの生活を支えるための体制づくり



(1) 総合的な相談支援体制の充実

住民が抱える多様な生活課題を受け止め、支援につなげるための相談体制を充実させるために、以下の施策・事業に取り組みます。

① 総合相談支援事業の充実

【方向性】

住民が抱える生活課題の解決に向けて、小域福祉ネットワーク、地区社協、市社協が連携・連動し、包括的・重層的な相談支援活動を行う「総合相談支援事業」について、市社協が役割を担う個別支援活動に関する機能を強化するとともに、地域との一層の連携強化に取り組みます。

【取組方策】

市社協職員一人ひとりの能力や専門性を高めるために、職員研修を計画的に実施し、どのような相談にも対応できるよう、知識、技術、意識などの向上を図るとともに、職員が一丸となって対応していくために、部門間の連携体制を強化します。

また、小域福祉ネットワークや地区社協が行う、地域における相談支援活動の後方支援体制を充実します。

② 相談支援事業の推進【地区社協】

【方向性】

地域住民が身近で気軽に相談できる窓口であり、市社協や関係機関などへのつなぎ役・橋渡し役を担う「相談支援事業」について、全ての地区社協での実施を目指します。

【取組方策】

寄せられた相談のうち、地域とのつながりづくりや継続した支援などが必要な場合には、市社協の地区担当職員が、地域と一体となって支援に取り組みます。

また、市社協において、相談支援活動を行う地区社協関係者を対象としたフォローアップ研修を定期的を開催するなど、継続・安定した事業活動を支援します。

（２）地域生活を支援する事業の充実

生活課題を抱えた地域住民の日常生活を支援するために、以下の施策・事業に取り組みます。

①日常生活支援事業の推進〔地区社協〕

【方向性】

地域住民の日常生活上のちょっとした困りごとの解決を援助する「日常生活支援事業」（住民参加型在宅福祉サービス）について、全ての地区社協での実施を目指します。

【取組方策】

日常生活支援事業については、「住民参加型在宅福祉サービス」の実施を目指すこととしますが、困りごとの中から優先的に取り組むべき課題を選定し、その課題に絞って活動を展開することのできる「事業化・活性化推進サービス」を新たに設定するなど、事業に取り組みやすい環境を整備します。

コラム

住民参加型在宅福祉サービスとは

住民参加型在宅福祉サービスは、公的な制度やサービスでは行き届かない日常生活上のちょっとした困りごと（電球の交換や荷物の上げ下ろし、庭の草取りなど）に対して、地域の住民同士による助け合い活動です。活動の特徴として、「会員制」（サービスを利用する人と提供する人ともに会員）と「有償制」（気兼ねを取り除くために金銭を介在）の２つの仕組みがあります。

②権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）の充実

【方向性】

判断能力が不十分な高齢者や障がいのある方などの地域生活を支えるために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行う「福祉サービス利用援助事業」の周知と利用促進を図ります。

また、判断能力の低下が見られた際に、継続した切れ目のない支援を提供するために「法人後見」業務への取り組みについて検討を進めます。

【取組方策】

広報紙、ホームページ、地域との連携などにより、事業の周知と理解促進を図るとともに、援助活動の担い手である「生活支援員」の増強に取り組みます。

また、法人後見業務の実施に向けて、市社協の運営体制や財源確保策について検討を進めます。

(3) 子育て・高齢者・障がい者・生活困窮者支援活動の充実

子育て家庭、高齢者、障がいのある方、生活困窮状態にある方への支援を充実させるために、以下の施策・事業に取り組みます。

① 子育て支援活動の充実

切れ目のない子育て支援を行うために、以下の施策・事業に取り組みます。

○ 出産前後家事等サポート事業の推進〔市原市受託事業〕

【方向性】

妊娠中または出産後間もない時期（出産後6ヵ月以内、多胎の場合は1年）に、昼間、妊婦や母親と赤ちゃんだけになってしまう核家族などを対象に、事業所からヘルパーを派遣し、身の回りの世話や育児を支援します。

【取組方策】

市原市担当課（子ども福祉課）と連携しながら、事業の周知と利用促進を図るとともに、ヘルパーを派遣する事業所の確保に取り組みます。

○ ファミリー・サポート・センター事業の推進〔市原市受託事業〕

【方向性】

概ね生後6ヵ月から小学校6年生までの児童がいる子育て家庭を対象に、住民参加型（協力会員）による一時的な預かりなどの育児の援助活動を行うことで、子育て家庭が仕事と育児を両立できる環境を支援します。

【取組方策】

市原市担当課（子ども福祉課）と連携しながら、事業の周知と利用促進を図るとともに、援助活動の担い手である協力会員の増強に取り組みます。

② 高齢者支援活動の充実

高齢者の地域生活を支えるために、以下の施策・事業に取り組みます。

○ 地域包括ケアシステム構築への協力〔市原市施策〕

【方向性】

「地域包括ケアシステム」とは、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

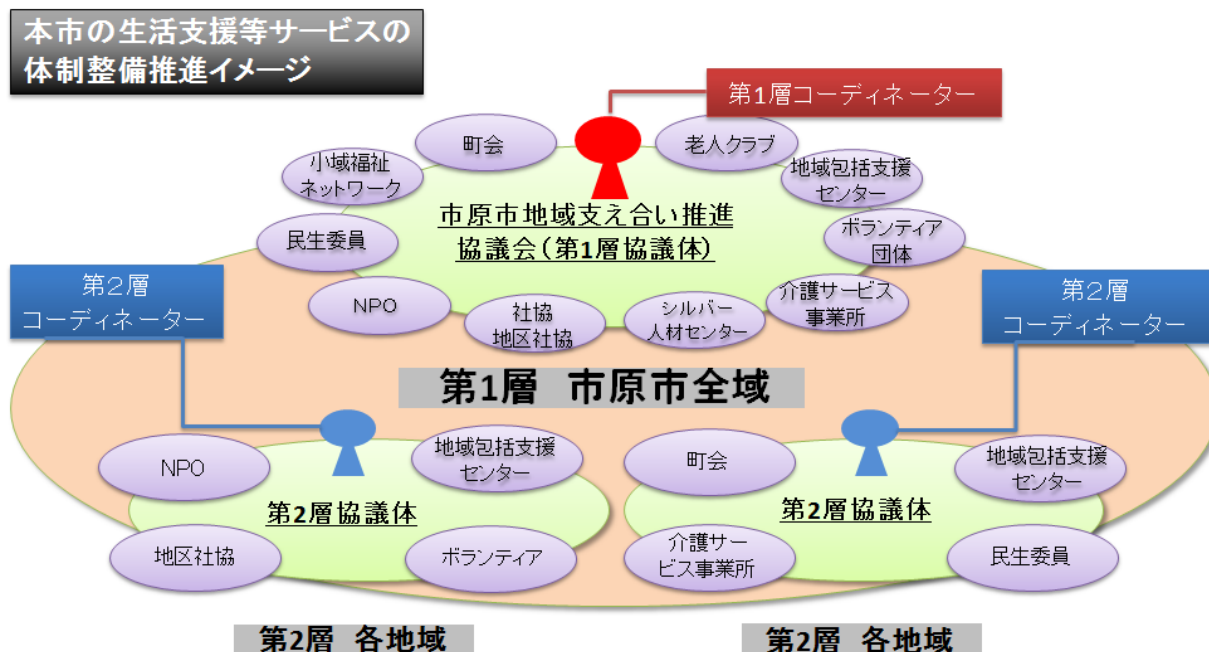
高齢者を地域全体で支えていくための仕組みづくりは、地域福祉を推進する上で欠かすことのできない重要な取り組みの一つであることから、地域包括ケアシステムの構築に積極的に協力します。

【取組方策】

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの一つである「生活支援サービスの推進」について、その体制整備として取り組みが進められている「生活支援コーデ

ィネーター（地域支え合い推進員）」の配置や「協議体」の設置など、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりに積極的に協力します。

図表5 市原市における生活支援・介護予防サービスの体制整備推進イメージ



出典：市原市地域福祉パートナーシッププラン（市原市地域福祉計画2017年度～2026年度）

○居宅介護支援事業所の運営

【方向性】

「介護支援専門員（ケアマネージャー）」による適切な介護サービスの提供を第一としながらも、市社協が経営する「居宅介護支援事業所」として、地域福祉推進の視点から、高齢者の地域生活を支えるための施策・事業に積極的に取り組みます。

【取組方策】

ケアマネージャーが有する介護に関する専門的知識や技術などを活かして、市原市全域あるいは広域的な課題の解決に向けた取り組みを支援するとともに、地域福祉活動についても、必要な情報提供、助言、アドバイスを行うなど、取り組みの支援に努めます。

③高齢者・障がい者支援活動の充実

高齢者や障がいのある方の社会参加を促進するために、以下の施策・事業に取り組みます。

○送迎ボランティアサービス事業の推進

【方向性】

既存の交通機関での移動が困難な高齢者や障がいのある方などの外出を支援し、社会参加を促進するため、住民参加型（運転ボランティア）の移送サービスである「送迎ボランティアサービス事業」の拡充を図ります。

【取組方策】

広報紙、ホームページ、地域との連携などにより、事業の周知と利用促進を図り、利用対象となる方の社会参加を促進します。

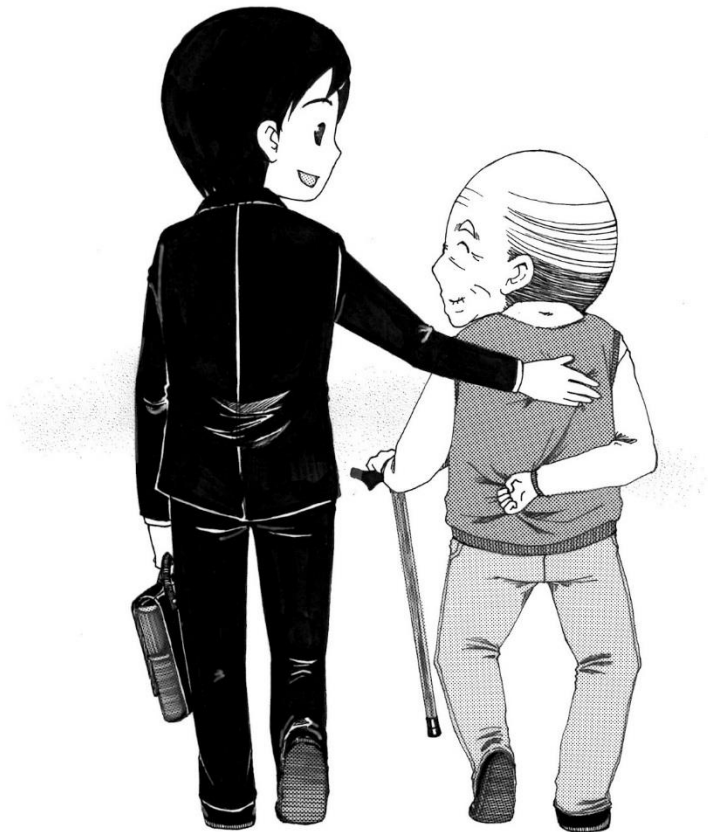
また、サービスの担い手である運転ボランティアの増強に取り組むとともに、定期的に「送迎ボランティア研修会」を開催し、資質向上を図ります。

○福祉カー貸付事業の推進〔市原市受託事業〕**【方向性】**

高齢者や障がいのある方などの社会参加を促進するため、福祉カー（リフト付きワゴン車）の貸出を行います。

【取組方策】

市原市担当課（障がい者支援課）と連携しながら、事業の周知と利用促進を図り、利用対象者となる方の社会参加を促進します。



④生活困窮者支援活動の充実

生活困窮状態にある方の自立の促進を図るために、以下の施策・事業に取り組みます。

○各種資金貸付制度の活用〔県社協受託事業含む〕

【方向性】

生活課題を抱える低所得世帯などに対して、「各種資金貸付制度」による経済的な援助にあわせて、経済的自立や生活意欲の促進を図るために、民生委員・児童委員などとの連携による相談援助活動に取り組みます。

【取組方策】

各種資金貸付制度は、あくまでも世帯の生活を立て直すための一つのツール（手段）として捉え、生活困窮の状態にある方の自立支援に取り組む関係機関や専門機関と連携・連動しながら、根本的な課題の解決に向けた支援に取り組みます。

○食料支援体制の構築

【方向性】

小域福祉ネットワーク、地区社協、生活困窮の状態にある方の自立相談支援機関である「いちほら生活相談サポートセンター」と連携・協働しながら、食料支援体制の構築に取り組みます。

【取組方策】

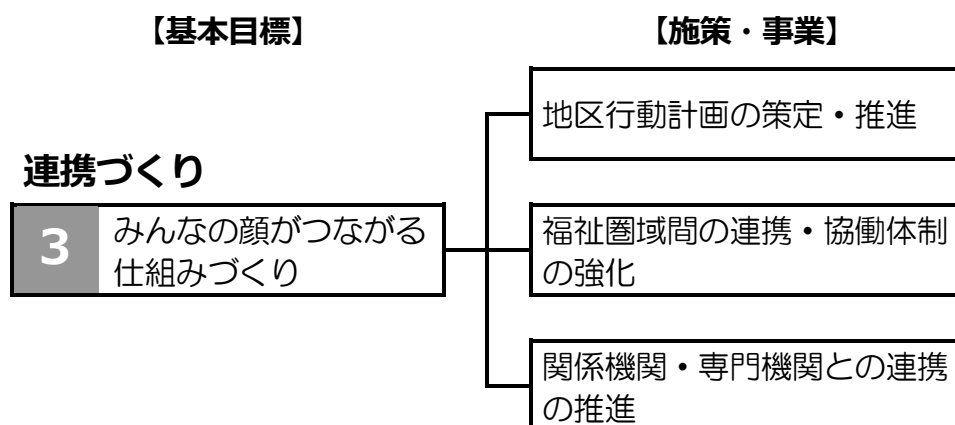
いちほら生活相談サポートセンターが受取窓口を担う、家庭で余っている食料品を募り、食料の確保が困難な団体や個人を支援する「フードドライブ」活動に積極的に協力するとともに、食料品をツール（手段）とした新たな支援活動の実現に取り組みます。

コラム

いちほら生活相談サポートセンターとは

市原市（行政）からの委託により、生活困窮者自立支援法に基づく、一人ひとりの自立に向けた自立相談支援事業をはじめ、就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業を行っています。

3 みんなの顔がつながる仕組みづくり



(1) 地区行動計画の策定・推進〔地区社協単位〕

【方向性】

地域にはそれぞれに特性があり、また、地域の状況によって生活課題も大きく異なっていることから、これまでのように画一的な活動や手法では解決できない課題も多くなっています。

こうした中で、それぞれの地域の特性や課題に応じた地域福祉活動の推進を図っていくためには、地域の実情に精通する地域住民が主体となり、自分たちの暮らす地域の目指すべき姿と進むべき方向性を定め、関係者間で共有し、その実現に向けて協力して取り組んでいく必要があります。

そのために、市社協の内部組織であり、かつ、中域福祉圏の推進主体である地区社協が中心となり、地区（域）の地域福祉活動を体系化し、計画的に取り組んでいくための「地区行動計画」を策定することとします。

【取組方策】

地区社協が中心となって、当該地区内の小域福祉ネットワークをはじめ、地域の関係機関・団体に呼びかけて「（仮称）地区行動計画策定委員会」を設置し、地区行動計画の策定に取り組みます。

また、市社協において「モデル計画」を策定するとともに、計画の策定作業や策定後の進行管理などにおいても、地区社協と市社協が一体となって取り組みます。

～地区行動計画づくりの意義～

計画づくりには、以下のような意義や効果があります。

- ☞ 中長期的な見通しを持って、段階的・継続的に取り組んでいくことができる
- ☞ 活動の優先順位や重点を明らかにすることができる
- ☞ 活動がうまく展開されたか振り返り、次の課題を明らかにすることができる
- ☞ 課題や目標を関係者間で共有し、同じ方向を向いて行動することができる
- ☞ 計画づくりの過程で、地域の関係者の連帯がより強くなる
- ☞ 計画を公表することで、地域福祉活動について、広く地域住民の理解と協力が得られ易くなる

(2) 福祉圏域間の連携・協働体制の強化

小域福祉圏（小域福祉ネットワーク）、中域福祉圏（地区社協）、基本福祉圏（市原市（行政）及び市社協）間の連携・協働体制をより一層強化するために、以下の施策・事業に取り組みます。

①小域福祉ネットワーク連絡会議の運営〔地区社協単位〕

【方向性】

小域福祉ネットワーク間の横のつながりと、小域福祉圏（小域福祉ネットワーク）と中域福祉圏（地区社協）の連携・協働体制をより強固なものするために、当該地区内の小域福祉ネットワーク代表者が参加する「小域福祉ネットワーク連絡会議」を定期的開催します。

【取組方策】

地域福祉の推進に関する連絡調整や情報交換を図るとともに、地域における生活課題を的確に把握し、課題に関する情報の共有化を深めるなど、小域福祉ネットワーク間の横のつながりや、小域福祉ネットワークと地区社協間の連携・協働体制をより一層強化し、地域の一体感の醸成を促進します。

②小域福祉ネットワーク連絡会議の運営〔市原市全体〕

【方向性】

小域福祉ネットワーク間の横のつながりと、小域福祉圏（小域福祉ネットワーク）と基本福祉圏（市原市（行政）及び市社協）の連携・協働体制をより強固なものとするために、各小域福祉ネットワークの代表者で構成する「いちほら小域福祉ネットワーク連絡会議」を定期的開催します。

【取組方策】

小域福祉圏における地域福祉活動の更なる活性化を支援するために、学びあうための情報交換や情報共有、交流を深めるなど、小域福祉ネットワーク間の横のつながりをより一層強化し、地域福祉の推進力の向上を促進します。

また、連絡会議を通じて、市原市全域あるいは広域的な課題の抽出に努め、その解決に向けた取り組みについて検討を進めます。

③地区社協連絡会の運営

【方向性】

地区社協間の横のつながりと、中域福祉圏（地区社協）と基本福祉圏（市原市（行政）及び市社協）の連携・協働体制をより強固なものとするために、各地区社協の会長及び事務局長などで構成する「地区社協連絡会」を定期的開催します。

【取組方策】

中域福祉圏における地域福祉活動の更なる活性化を支援するために、学びあうための情報交換や情報共有、交流を深めるなど、地区社協間の横のつながりをより一層強化し、地域福祉の推進力の向上を促進します。

また、連絡会議を通じて、市原市全域あるいは広域的な課題の抽出に努め、その解決に向けた取り組みについて検討を進めます。

(3) 関係機関・専門機関との連携の推進

【方向性】

地域における生活課題は複雑・多様化、深刻化してきており、また、様々な事情から複合的な課題を抱える住民も増えてきており、市社協も含め、一つの機関だけでは十分な対応が難しくなっています。

こうした中で、住民同士のつながりを深め、互いに支え合い、助け合う「地域づくり」と、生活課題を抱えた住民の自立生活を支えていく「生活支援」のための取り組みを進めていくには、様々な分野で活動する関係機関・専門機関との緊密な連携体制の構築が必要不可欠であることから、その実現に向け、一層の連携強化に取り組めます。

【取組方策】

様々な機会を捉えて、「子育てネウボラセンター」や「地域包括支援センター」、「中核地域生活支援センター」、「基幹相談支援センター」、「いちはら生活相談サポートセンター」など、多種・多様な関係機関・専門機関とのつながりを深め、それぞれの強みを持ち寄ることのできる連携体制づくりに取り組めます。

コラム

子育てネウボラセンターとは

妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援のため、妊娠～子育てに関する相談支援、産後ケア事業、電子親子手帳サービス事業のほか、各種の検診、教育、相談、訪問などの母子保健事業を行っています。

地域包括支援センターとは

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けることができるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどが中心となって、介護予防ケアマネジメント、介護や福祉に関する総合相談、権利擁護の対応などを行っています。市原市では、担当地域ごとに、6つの地域包括支援センター（たいよう、ごい、ふるさと、たつみ、ひまわり、トータス）が設置されています。

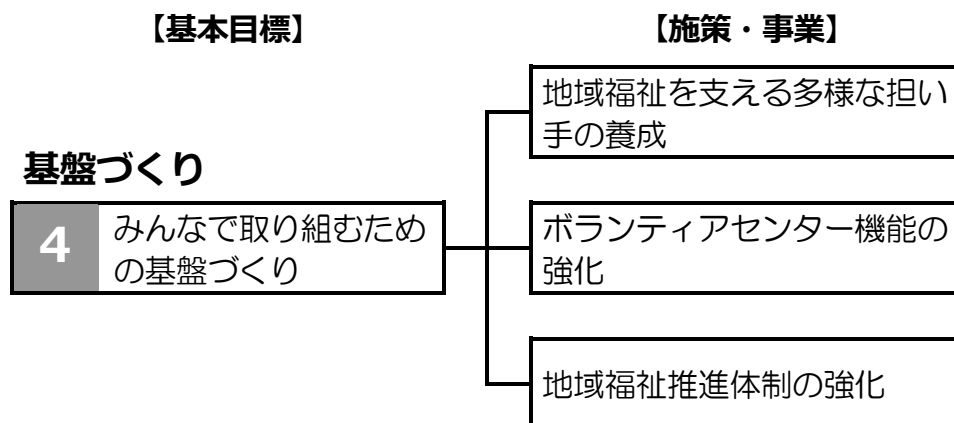
中核地域生活支援センターとは

年齢や障がいの有無に関わらず、多様な相談に対して、24時間365日体制で総合的な対応を行う地域のセーフティーネットとして、広域的・高度な専門性を持った寄り添い支援を行う機関です。平成16年から、千葉県が健康福祉センター圏域ごとに設置しており、市原圏域（市原市）には「中核地域生活支援センターいちはら福祉ネット」が設置されています。

基幹相談支援センターとは

障がいのある方を対象とする地域の相談支援の拠点として、社会福祉士や精神保健福祉士などが中心となって、一般的な相談のほか、困難ケースへの対応、虐待防止、人材育成などを行っています。

4 みんなで取り組むための基盤づくり



（１）地域福祉を支える多様な担い手の養成

住民参加・住民主体による地域福祉活動を支える多様な担い手づくりのために、以下の施策・事業に取り組みます。

①福祉教育の推進

【方向性】

地域福祉やボランティアなどへの理解と関心を深めてもらえるよう、関係機関などと連携しながら、次代を担う子どもたちから大人までのあらゆる世代を対象とした「福祉教育」の推進を図ります。

【取組方策】

小学校、中学校、高校、大学、団体などからの要請に応じて、市社協職員が地域に出向き、ボランティアに関する講話、高齢者疑似体験や車イス体験などを行う「出前講座」について、教育関係機関や生涯学習関係機関と連携しながら、講座の周知と利用促進を図ります。

また、小域福祉ネットワークや地区社協と連携した「出前講座」の展開を進め、講座で体験したことを、実際に地域の中で実践することのできる仕組みづくりに取り組むなど、地域福祉活動への参加機会の拡大にも努めます。

②高齢者の社会参加の促進

【方向性】

高齢者が、身近な地域への関心を深め、長い人生経験から培ってきた豊富な知識や技能などを活かしながら、地域福祉活動の担い手としての社会参加が促進されるよう、地域や関係機関などと連携した取り組みを進めます。

【取組方策】

社会の大切な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、地域や生涯学習機関と連携しながら、地域福祉活動に関する周知を図るとともに、活動への参加機会の拡大に努めます。

また、高齢者を対象とした既存事業についても、元気な高齢者などには、支えられる側から支える側に回ってもらうための仕組みづくりに取り組むなど、事業の担い手の確保を図ります。

③新たな担い手の養成に向けた取り組み

【方向性】

ボランティアセンターが実施する各種講座や、市社協が管理・運営する保健福祉センター3館（姉崎保健福祉センター、三和保健福祉センター、南部保健福祉センター）が実施する各種事業などを通じて、地域福祉活動の新たな担い手の確保・養成に取り組めます。

【取組方策】

地域福祉関連制度の動向に注視しつつ、地域と連携しながら、様々な機会を捉えて生活課題を的確に把握・分析し、社会や地域のニーズ（要求）に応じた担い手の養成を図ります。

④人材育成事業の推進〔地区社協〕

【方向性】

地域特性に応じた地域福祉活動の拡充を図るために、新たな担い手の発掘・確保に取り組む「人材育成事業」について、全ての地区社協での実施を目指します。

【取組方策】

市原市内はもとより、千葉県内外の先駆的な取組事例などの情報を収集し、提供するとともに、市社協が福祉教育の推進のために実施する「出前講座」も活用いただくなど、地域福祉活動に結びつく効果的な事業活動を支援します。



(2) ボランティアセンター機能の強化

【方向性】

市原市におけるボランティアの自主的・自発的な社会貢献活動を総合的に推進・支援する「中間支援組織」として「ボランティアセンター」を運営し、ボランティア支援機能の整備・充実を図ります。

【取組方針】

住民やボランティアなどに対して、より効果的・効率的な支援活動を展開するために、関係機関・団体などと連携しながら、ボランティアセンター機能の強化に取り組めます。

また、市社協が運営するボランティアセンターとして、福祉教育の推進や地域福祉を支える担い手の養成など、地域福祉推進の基盤づくりに取り組めます。

図表6 ボランティア支援の内容

項 目	内 容
相談・コーディネート	ボランティア活動をしたい人、ボランティアを必要とする人など、ボランティア活動に関する相談にお応えします。また、希望に添えるようにコーディネート（連絡調整）を行います。
情報の収集・提供	様々なボランティア相談にに応じていくため、情報の収集に努めます。また、ボランティアの募集情報や講座案内、助成金情報などについて、広報紙やインターネットなどで提供します。
活動支援	ボランティア活動が安心してできるように、ボランティア登録・ボランティア保険の加入を行います。また、ボランティアグループなどに対して、印刷機などの備品の貸出を行います。
普及・交流・養成	ボランティアの普及や交流のための場や機会を創出・提供します。また、地域課題の把握に努め、社会や地域のニーズに応じたボランティアを養成するための講座などを開催します。
福祉教育の推進	小学校、中学校、高校、大学、団体などからの要請に応じて、ボランティアに関する講話、高齢者疑似体験や車イス体験などの出前講座を実施します。また、体験学習用備品の貸出も行います。
災害ボランティア活動	災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるように災害支援に取り組む組織・団体間の平常時からの連携強化など、災害ボランティア活動の基盤整備・環境整備を進めます。

(3) 地域福祉推進体制の強化

地域福祉を高めるための推進体制をより一層強化するために、以下の施策・事業に取り組みます。

①社会福祉法人との連携強化

【方向性】

社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」と、住民参加・住民主体で取り組む「地域福祉活動」とが結びつき、地域住民にとってより効果的な活動が展開されるよう、社会福祉法人との連携強化に取り組みます。

【取組方策】

情報共有や意見交換の場づくりを進めるなど、社会福祉法人と市社協の「顔の見える関係づくり」に取り組むとともに、市社協が地域の関係団体との橋渡し役・調整役を担います。

②民生委員・児童委員との連携強化

【方向性】

地域の中で、福祉全般にわたる相談や支援を行うとともに、地域福祉の担い手として活動する「民生委員・児童委員」との連携をより一層密にして、地域福祉活動の活性化の促進と活動基盤の充実を図ります。

【取組方策】

市原市内の全ての民生委員・児童委員が所属する「市原市民生委員児童委員協議会」の事務局を平成2年より市社協が担当しており、これまで積み重ねてきたつながりを大切にしながら、あらゆる面において、民生委員・児童委員との一層の連携強化に取り組みます。

コラム

民生委員・児童委員とは

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員です。また、全ての民生委員は、児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、一部の民生委員・児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」に指名されています。

市原市においては、376名（平成29年4月1日現在、定員390名・欠員14名）が委嘱されており、また、市内11地区に「地区民生委員児童委員協議会」（法定単位民児協）が設置されています。

③地域の関係団体との連携強化

【方向性】

地域コミュニティでは、町会・自治会をはじめ、子育て家庭支援員協議会、老人クラブ、障がい者福祉団体、防災関係団体など、様々な団体がそれぞれ目的を持って活動しています。活動する分野などに違いはあるものの、「自分たちの地域を良くしよう」という思いは共通しており、その考え方は地域福祉とも通することから、今後も、地域の関係団体との連携強化に積極的に取り組みます。

【取組方策】

地域福祉の更なる推進を図っていくには、地域に密着した活動を行っている様々な団体とのつながりが必要不可欠であることから、あらゆる場面において、地域の関係団体との一層の連携強化に取り組みます。

④市社協の基盤強化

【方向性】

本活動計画に基づいた地域福祉の推進を図るために、本活動計画と計画期間を同じくする「第3次発展・強化計画」を策定し、市社協が管理・運営する指定管理者施設（姉崎保健福祉センター、三和保健福祉センター、南部保健福祉センター、老人福祉センター）を含め、法人運営基盤の強化に取り組みます。

【取組方策】

第3次発展・強化計画に基づく取り組みの実行（実効）性を高めていくために、本活動計画と一体的に進行管理を行います。



第4章 地域特性に応じた地域福祉活動の展開に向けて

ここでは、地域特性に応じた地域福祉活動の展開に向けて、今後の検討を深めるための参考としていただくために、①地域の状況を客観的に把握するために、具体的な数値を示す「統計データ」、②福祉分野だけに捕らわれず、生活していく上で関わりのある「社会資源」、③地区社協及び小域福祉ネットワークが取り組んでいる地域福祉活動の「活動状況」について、整理しました。

＜統計データ＞

市原市全体、地区全体、小学校区ごとに、①人口、②若年者人口及び人口に占める割合、③高齢者人口及び人口に占める割合、④一人暮らし高齢者数、⑤高齢者のみ世帯数を掲載（平成29年5月1日現在・住民基本台帳を基にした小学校区別統計ベース・小学校区は小域福祉ネットワークの設置順）。

＜社会資源＞

社会資源を分野別（①福祉、②子育て・教育、③防災、④行政・コミュニティ、⑤商業施設、⑥医療機関、⑦交通機関、⑧金融機関）に掲載（平成29年6月1日現在・市社協調べ）。

＜活動状況＞

地区社協及び小域福祉ネットワークの活動状況を分野別（①高齢者、②子ども、③障がい者、④地域、⑤環境、⑥防災・防犯）に掲載（平成29年6月1日現在・市社協調べ）。

1 辰巳台地区

(1) 統計データ

項 目	市原市全体	地区全体	辰巳台東	辰巳台西	白 幡
人 口 (人)	278,468	19,595	6,600	8,079	4,916
若年者人口 (15歳未満人口) (人)	28,841	2,098	757	803	538
若年者人口/人口 (%)	10.4	10.7	11.5	9.9	10.9
高齢者人口 (65歳以上人口) (人)	75,511	4,736	1,317	2,059	1,360
高齢者人口/人口 (%)	27.1	24.2	20.0	25.5	27.7
一人暮らし高齢者数 (人)	17,225	1,181	304	464	413
高齢者のみ世帯数 (世帯)	31,986	2,146	587	899	660

(2) 社会資源

分 野	整備状況 (設置数)
福 祉	高齢者福祉：地域包括支援センター (1) / 特別養護老人ホーム (1) / 老人保健施設 (1) / ケアハウス (1) 障がい者福祉：知的障がい者施設 (1)
子育て・教育	保育所 (1) / 幼稚園 (2) / 認定こども園 (1) / 子育て支援センター (1) / 小学校 (3) / 中学校 (1) / 専門学校 (看護学校 1) / 放課後児童クラブ (3)
防 災	避難場所 (小学校 3、中学校 1) / 避難所 (公民館 1) / 福祉避難所 (特別養護老人ホーム 1、ケアハウス 1)
行政・コミュニティ	支所 (1) / 公民館 (1) / 町会・自治会 (35)
商業施設	コンビニエンスストア (7) / ホームセンター (1) / スーパーマーケット (2)
医療機関	総合病院 (2) / 診療所 (3) / 薬局 (8) / 歯科医院 (7)
交通機関	バス路線 (4)
金融機関	銀行 (2) / 郵便局 (2)

(3) 活動状況

団 体	高齢者分野	子ども分野	障がい者分野	地域分野	環境分野	防災・防犯分野
辰巳台東地区社協	○交流サロン活動（交流会 講座） ○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス たすけあい辰巳ねこの手、ふれあい買い物ツアー、買い物代行おまかせくん）	○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス たすけあい辰巳ねこの手） ○福祉教育（ボランティア体験学習）	○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス たすけあい辰巳ねこの手）	○広報紙発行（コスモス） ○福祉ハザード事業（福祉まつりと合同） ○小域福祉ネットワーク連絡会議 ○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス たすけあい辰巳ねこの手） ○相談支援事業（相談窓口開設） ○人材育成事業（地域福祉関係者合同研修会、地域座談会）		
辰巳福祉ネットワーク （辰巳台東、辰巳台西、白幡小学校区）	○ふれあいサロン事業（会食会、茶話会） ○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス たすけあい辰巳ねこの手） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○ふれあいサロン事業 ○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス たすけあい辰巳ねこの手） ○福祉教育（青少年ボランティア活動）	○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス たすけあい辰巳ねこの手） ○地域勉強会（障がい者福祉に関する研修会、視察） ○ポッチャ大会、バリアフリー探検教室	○広報紙発行（コスモス） ○地域勉強会・講座（健康講座、男の料理教室）	○環境整備活動（資源回収 公園状況調査）	○防犯パトロール活動 ○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットのみまもりくん配布）

2 市津地区

(1) 統計データ

項 目	市原市全体	地区全体	市東第二	温 津	市東第一
人 口 (人)	278,468	13,905	1,069	8,477	4,359
若年者人口 (15歳未満人口) (人)	28,841	1,162	56	867	239
若年者人口/人口 (%)	10.4	8.4	5.2	10.2	5.5
高齢者人口 (65歳以上人口) (人)	75,511	5,228	418	2,861	1,949
高齢者人口/人口 (%)	27.1	37.6	39.1	33.8	44.7
一人暮らし高齢者数 (人)	17,225	1,052	72	662	318
高齢者のみ世帯数 (世帯)	31,986	2,144	139	1,214	791

(2) 社会資源

分 野	整備状況 (設置数)
福 祉	高齢者福祉：地域包括支援センター (1) / 特別養護老人ホーム (2) / グループホーム (1) 障がい者福祉：知的障がい者施設 (2)
子育て・教育	保育所 (1) / 幼稚園 (1) / 小学校 (2) / 中学校 (2) / 大学 (私立大学1) / 放課後児童クラブ (2)
防 災	消防署 (1) / 避難場所 (小学校2、旧小学校1、中学校2、ゴルフ場1) / 避難所 (公民館1) / 福祉避難所 (特別養護老人ホーム2)
行政・コミュニティ	支所 (1) / 公民館 (1) / 町会・自治会 (37)
商業施設	コンビニエンスストア (6)
医療機関	診療所 (2) / 薬局 (2) / 歯科医院 (3)
交通機関	バス路線 (5) / 介護・子育てタクシー (1) / 福祉有償運送 (1)
金融機関	銀行 (J A 1) / 郵便局 (2)

(3) 活動状況

団 体	高齢者分野	子ども分野	障がい者分野	地域分野	環境分野	防災・防犯分野
市津地区社協	○日常生活支援事業（ふれあい買い物ツアー） ○友愛訪問活動（民生委員児童委員協議会と共催）	○ふれあいサロン事業		○広報紙発行（むらたがわ） ○福祉バザー事業 ○小域福祉ネットワーク連絡会議 ○相談支援事業（相談窓口開設）	○環境整備活動（公園清掃活動）	
市東第二小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会）	○児童・生徒登下校時見守り活動		○地域あいさつ運動（啓発看板設置）		
通津小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○児童・生徒登下校時見守り活動（通学路点検） ○世代間交流活動（学校行事支援）	○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動）		○環境整備活動（美化活動植栽活動）	○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットみまもりくん配布）
市東第一小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動）	○児童登校時見守り活動（通学路点検） ○世代間交流活動（学校行事支援）	○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動）	○広報紙発行（よつば）		○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットみまもりくん配布） ○地域福祉支援事業（歳末の防災・炊き出し訓練）

3 ちはら台地区

(1) 統計データ

項 目	市原市全体	地区全体	水の江	清水谷	牧 園	ちはら台桜
人 口 (人)	278,468	25,672	5,330	7,981	6,887	5,474
若年者人口 (15歳未満人口) (人)	28,841	4,704	968	1,191	1,196	1,349
若年者人口/人口 (%)	10.4	18.3	18.2	14.9	17.4	24.6
高齢者人口 (65歳以上人口) (人)	75,511	2,922	564	1,259	721	378
高齢者人口/人口 (%)	27.1	11.4	10.6	15.8	10.5	6.9
一人暮らし高齢者数 (人)	17,225	515	104	193	141	77
高齢者のみ世帯数 (世帯)	31,986	1,120	219	438	310	153

(2) 社会資源

分 野	整備状況 (設置数)
福 祉	高齢者福祉：地域包括支援センター (1) / グループホーム (2)
子育て・教育	保育所 (3) / 幼稚園 (2) / 子育て支援センター (3) / 小学校 (4) / 中学校 (2) / 大学 (私立大学1) / 放課後児童クラブ (8)
防 災	避難場所 (小学校4、中学校2) / 避難所 (コミュニティセンター1)
行政・コミュニティ	支所 (1) / コミュニティセンター (1) / 町会・自治会 (26)
商業施設	コンビニエンスストア (3) / 複合型商業施設 (1) / ホームセンター (1) / スーパーマーケット (1)
医療機関	診療所 (4) / 薬局 (7) / 歯科医院 (10)
交通機関	駅 (私鉄1) / バス路線 (11) / 介護タクシー (1)
金融機関	銀行 (2) / 郵便局 (1)

(3) 活動状況

団 体	高齢者分野	子ども分野	障がい者分野	地域分野	環境分野	防災・防犯分野
ちはら台地区社協	○ふれあいサロン事業（会食会） ○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○ふれあいサロン事業 ○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○ふれあいサロン事業（軽スポーツ） ○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○広報紙発行（かずさのみち） ○福祉バザー事業 ○小域福祉ネットワーク連絡会議 ○相談支援事業（相談窓口開設） ○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス） ○人材育成事業（ボランティア活動体験、介護・福祉講座）		
水の江小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○交流サロン活動（交流会） ○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○ふれあいサロン事業 ○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○ふれあいサロン事業（軽スポーツ） ○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○広報紙発行（かずさのみち）		○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットまもりくん配布）
清水谷小学校区小域福祉ネットワーク						
牧園小学校区小域福祉ネットワーク						
ちはら台小学校区小域福祉ネットワーク						

4 国分寺台地区

(1) 統計データ

項 目	市原市全体	地区全体	国分寺台西	国分寺台	国分寺台東
人 口 (人)	278,468	24,911	9,788	9,939	5,184
若年者人口 (15歳未満人口) (人)	28,841	2,660	1,003	1,023	634
若年者人口/人口 (%)	10.4	10.7	10.2	10.3	12.2
高齢者人口 (65歳以上人口) (人)	75,511	6,183	2,570	2,499	1,114
高齢者人口/人口 (%)	27.1	24.8	26.3	25.1	21.5
一人暮らし高齢者数 (人)	17,225	1,140	469	446	225
高齢者のみ世帯数 (世帯)	31,986	2,499	1,042	1,010	447

(2) 社会資源

分 野	整備状況 (設置数)
福 祉	高齢者福祉：地域包括支援センター (1) / 老人保健施設 (1) / グループホーム (2) / 老人福祉センター (1) 保健福祉：中核地域生活支援センター (1) 生活困窮者支援：自立相談支援機関 (1)
子育て・教育	保育所 (2) / 幼稚園 (2) / 子育て支援センター (2) / 小学校 (3) / 中学校 (2) / 放課後児童クラブ (5)
防 災	消防署 (1) / 避難場所 (小学校3、中学校2、市民会館1) / 避難所 (公民館1) / 福祉避難所 (老人福祉センター1)
行政・コミュニティ	市役所 (1) / 公民館 (1) / 市民会館 (1) / 町会・自治会 (27)
商業施設	コンビニエンスストア (9) / スーパーマーケット (4)
医療機関	診療所 (11) / 薬局 (7) / 歯科医院 (10)
交通機関	バス路線 (4) / 介護タクシー (1) / 福祉有償運送 (1)
金融機関	銀行 (銀行3、信用金庫1、J A 1) / 郵便局 (3)

(3) 活動状況

団 体	高齢者分野	子ども分野	障がい者分野	地域分野	環境分野	防災・防犯分野
国分寺台地区社協		○ふれあいサロン事業 ○相談支援事業（サロン開催時） ○人材育成事業（サロンスタッフ養成講座）	○ふれあいサロン事業（軽スポーツ）	○広報紙発行（国分寺台地区社協により） ○広報用グッズ配布 ○歳末たすけあい募金事業 ○小域福祉ネットワーク連絡会議 ○相談支援事業（相談窓口開設） ○住民アンケート（生活課題の把握）		○災害支援ボランティア事業（避難所運営訓練）
国分寺台西小学校区ふれあいネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○見守り支援活動（安心カード・安否確認タオル配布）	○世代間交流活動（交通安全・防犯講習、学校行事支援）		○広報紙用チラシ発行 ○広報用DVD作成 ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）		○災害支援ボランティア事業（避難所運営訓練） ○高齢者防災マップ作成
国分寺台小学校区ふれあいネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動） ○地域福祉支援事業（歳末の年賀状配布）	○世代間交流活動（昔遊び手作り玩具作成、自然観察会）		○広報紙発行（地区社協広報紙への記事掲載）		○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットみまもりくん配布）
国分寺台東小学校区思いやりネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○地域福祉支援事業（歳末の年賀状配布）	○児童登校時見守り活動		○広報用リーフレット・ステッカー配布		

5 姉崎地区

(1) 統計データ

項 目	市原市全体	地区全体	姉 崎	明 神	青葉台
人 口 (人)	278,468	25,035	6,912	9,401	8,722
若年者人口 (15歳未満人口) (人)	28,841	2,198	641	861	696
若年者人口/人口 (%)	10.4	8.8	9.3	9.2	8.0
高齢者人口 (65歳以上人口) (人)	75,511	7,479	1,805	2,525	3,149
高齢者人口/人口 (%)	27.1	29.9	26.1	26.9	36.1
一人暮らし高齢者数 (人)	17,225	1,785	482	766	537
高齢者のみ世帯数 (世帯)	31,986	3,343	794	1,192	1,357

(2) 社会資源

分 野	整備状況 (設置数)
福 祉	高齢者福祉：地域包括支援センター (1) / 特別養護老人ホーム (1) / ケアハウス (1) / グループホーム (1) / シルバー人材センター (1) 障がい者福祉：知的障がい者施設 (2) / 身体障がい者施設 (2) / 精神障がい者施設 (1) 保健福祉：保健福祉センター (1)
子育て・教育	保育所 (5) / 幼稚園 (4) / 子育て支援センター (1) / 小学校 (3) / 中学校 (2) / 高校 (公立高校1) / 放課後児童クラブ (5)
防 災	消防署 (1) / 避難場所 (小学校3、中学校2、高校1、公園2) / 避難所 (公民館1) / 福祉避難所 (特別養護老人ホーム1、ケアハウス1、保健福祉センター1)
行政・コミュニティ	支所 (1) / 公民館 (1) / 町会・自治会 (39)
商業施設	コンビニエンスストア (16) / ホームセンター (1) / スーパーマーケット (4)
医療機関	総合病院 (1) / 診療所 (18) / 薬局 (20) / 歯科医院 (14)
交通機関	駅 (JR1) / バス路線 (12) / 福祉有償運送 (2)
金融機関	銀行 (銀行2、信用金庫1、JA1) / 郵便局 (3)

(3) 活動状況

団 体	高齢者分野	子ども分野	障がい者分野	地域分野	環境分野	防災・防犯分野
姉崎地区社協	○ふれあいサロン事業（会食会、茶話会）	○ふれあいサロン事業		○広報紙発行（そよ風） ○福祉バザー事業 ○小域福祉ネットワーク連絡会議 ○相談支援事業（相談窓口開設）		
姉崎小学校区小域福祉ネットワーク	○交流サロン活動（交流会、健康講座） ○地域福祉支援事業（歳末の見守り訪問活動）	○児童下校時見守り活動 ○世代間交流活動（昔遊び、学校行事支援）	○福祉教育（バリアフリー体験）	○広報用チラシ発行 ○地域あいさつ運動		○防災・防犯啓発活動（防犯講座、危険箇所・避難場所調査） ○見守り支援活動（福祉医療情報キット配布） ○フードバンク支援活動（防災活動の啓発）
明神小学校区小域福祉ネットワーク	○健康講座（介護予防）	○児童下校時見守り活動 ○世代間交流活動（昔遊び、学校行事支援）				○見守り支援活動（福祉医療情報キット配布） ○フードバンク支援活動（防災活動の啓発） ○地域福祉支援事業（歳末の避難所運営訓練）
青葉台小学校区小域福祉ネットワーク	○見守り支援活動（見守り声かけ活動）	○世代間交流活動（農業体験、学校行事支援）		○交流サロン活動（交流会、講座、健康体操、福祉相談）	○環境整備活動（資源回収）	○フードバンク支援活動（防災活動の啓発）

6 有秋地区

(1) 統計データ

項 目	市原市全体	地区全体	有秋南	有秋西	有秋東
人 口 (人)	278,468	14,479	5,457	3,191	5,831
若年者人口 (15歳未満人口) (人)	28,841	1,562	342	706	514
若年者人口/人口 (%)	10.4	10.8	6.3	22.1	8.8
高齢者人口 (65歳以上人口) (人)	75,511	3,989	2,295	237	1,457
高齢者人口/人口 (%)	27.1	27.6	42.1	7.4	25.0
一人暮らし高齢者数 (人)	17,225	662	372	49	241
高齢者のみ世帯数 (世帯)	31,986	1,533	921	94	518

(2) 社会資源

分 野	整備状況 (設置数)
福 祉	高齢者福祉：地域包括支援センター (1) / 特別養護老人ホーム (1) / 老人保健施設 (1) / グループホーム (1) 障がい者福祉：精神障がい者施設 (2)
子育て・教育	幼稚園 (3) / 小学校 (3) / 中学校 (1) / 放課後児童クラブ (4)
防 災	消防署 (1) / 避難場所 (小学校3、中学校1、ゴルフ場1) / 避難所 (公民館1) / 福祉避難所 (特別養護老人ホーム1)
行政・コミュニティ	支所 (1) / 公民館 (1) / 町会・自治会 (28)
商業施設	コンビニエンスストア (5) / スーパーマーケット (1)
医療機関	総合病院 (1) / 診療所 (3) / 薬局 (3) / 歯科医院 (2)
交通機関	バス路線 (6) / 福祉有償運送 (1)
金融機関	銀行 (銀行1、J A 1) / 郵便局 (2)

(3) 活動状況

団 体	高齢者分野	子ども分野	障がい者分野	地域分野	環境分野	防災・防犯分野
有秋地区社協	○ふれあいサロン事業（会食会、茶話会） ○日常生活支援事業（ふれあい買い物ツアー） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○ふれあいサロン事業 ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）		○広報紙発行（あおぞら） ○福祉バザー事業 ○小域福祉ネットワーク連絡会議 ○相談支援事業（相談窓口開設）		○災害支援ボランティア事業（避難所運営訓練）
有秋南安心安全ネットワーク	○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動）	○世代間交流活動（学校行事支援）		○広報紙発行（みなみかぜ） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）		○災害支援講座（避難所運営模擬体験） ○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットのみまもりくん配布）
有秋西小学校区小域福祉ネットワーク		○世代間交流活動（昔遊び学校行事支援）		○広報紙発行（けやき通り） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○環境整備活動（美化活動）	○防犯バトロール活動
有秋東小学校区福祉ネットワーク	○地域懇談会（交流会、情報・意見交換会）	○世代間交流活動（昔遊び学校行事支援）		○広報紙発行（さすな） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○環境整備活動（美化活動）	

7 三和地区

(1) 統計データ

項 目	市原市全体	地区全体	市 西	海 上	養 老	光風台
人 口 (人)	278,468	16,577	3,856	2,041	3,237	7,443
若年者人口 (15歳未満人口) (人)	28,841	1,217	290	115	205	607
若年者人口/人口 (%)	10.4	7.3	7.5	5.6	6.3	8.2
高齢者人口 (65歳以上人口) (人)	75,511	6,133	1,474	769	1,194	2,696
高齢者人口/人口 (%)	27.1	37.0	38.2	37.7	36.9	36.2
一人暮らし高齢者数 (人)	17,225	1,154	335	118	266	435
高齢者のみ世帯数 (世帯)	31,986	2,401	612	268	446	1,075

(2) 社会資源

分 野	整備状況 (設置数)
福 祉	高齢者福祉：地域包括支援センター (1) / 特別養護老人ホーム (1) / ケアハウス (1) / グループホーム (1) 障がい者福祉：知的障がい者施設 (2) / 身体障がい者施設 (2) / 精神障がい者施設 (2) 保健福祉：保健福祉センター (1)
子育て・教育	保育所 (1) / 幼稚園 (1) / 認定こども園 (1) / 小学校 (公立小学校4、私立小学校1) / 中学校 (2) / 高校 (私立高校1) / 放課後児童クラブ (4) / 発達支援センター (1)
防 災	消防署 (1) / 避難場所 (小学校4、中学校2、高校1、広場1、ゴルフ場8) / 避難所 (コミュニティセンター1、刑務所1) / 福祉避難所 (特別養護老人ホーム1、ケアハウス1、保健福祉センター1、福祉作業所1)
行政・コミュニティ	支所 (1) / コミュニティセンター (1) / 町会・自治会 (45)
商業施設	コンビニエンスストア (11) / スーパーマーケット (1)
医療機関	総合病院 (2) / 診療所 (3) / 薬局 (3) / 歯科医院 (6)
交通機関	駅 (私鉄4) / バス路線 (2) / デマンドタクシー (1) / 福祉有償運送 (1)
金融機関	銀行 (銀行1、J A 1) / 郵便局 (4)

(3) 活動状況

団 体	高齢者分野	子ども分野	障がい者分野	地域分野	環境分野	防災・防犯分野
三和地区社協	○ふれあいサロン事業（会食会、茶話会） ○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス） ○相談支援事業（サロン開設時）	○ふれあいサロン事業 ○相談支援事業（サロン開設時）	○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス） ○たすけあい三和	○広報紙発行（さわかぜ） ○福祉ノゾー事業 ○小域福祉ネットワーク連絡会議 ○日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス） ○たすけあい三和		○災害支援ボランティア事業（避難所運営訓練）
市西小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会）	○児童登下校時見守り活動 ○世代間交流活動（学校行事支援）		○広報紙発行（地区社協広報紙への記事掲載） ○地域あいさつ運動	○環境整備活動（美化活動）	○見守り支援活動（緊急時カード配布）
海上小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会）	○児童登下校時見守り活動 ○世代間交流活動（学校行事支援）		○広報紙発行（地区社協広報紙への記事掲載） ○地域あいさつ運動	○環境整備活動（美化活動）	○見守り支援活動（緊急時カード配布）
養老小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○地域福祉支援事業（歳末の料理宅配）	○児童登下校時見守り活動 ○世代間交流活動（昔遊び学校行事支援）		○広報紙発行（地区社協広報紙への記事掲載） ○地域あいさつ運動	○環境整備活動（美化活動）	○見守り支援活動（緊急時カード配布）
光風台小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動） ○地域福祉支援事業（歳末の料理宅配）	○児童・生徒登下校時見守り活動		○広報紙発行（あったか福祉光風台） ○地域勉強会（福祉講座）	○環境整備活動（美化活動）	○見守り支援活動（緊急時カード配布） ○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットのみまもりくん配布） ○迷惑駐車撲滅運動

8 南総地区

(1) 統計データ

項 目	市原市全体	地区全体	牛 久	内 田	寺 谷	平 三	鶴 舞	戸 田
人 口 (人)	278,468	22,076	6,534	2,632	3,783	816	2,594	5,717
若年者人口 (15歳未満人口) (人)	28,841	1,398	440	185	212	16	160	385
若年者人口/人口 (%)	10.4	6.3	6.7	7.0	5.6	2.0	6.2	6.7
高齢者人口 (65歳以上人口) (人)	75,511	8,377	2,415	962	1,495	386	1,037	2,082
高齢者人口/人口 (%)	27.1	37.9	37.0	36.6	39.5	47.3	40.0	36.4
一人暮らし高齢者数 (人)	17,225	1,792	538	181	279	86	257	451
高齢者のみ世帯数 (世帯)	31,986	3,380	1,008	364	596	149	425	838

(2) 社会資源

分 野	整備状況 (設置数)
福 祉	高齢者福祉：地域包括支援センター (1) / 特別養護老人ホーム (1) / 老人保健施設 (3) 障がい者福祉：精神障がい者施設 (6) / 児童発達支援施設 (1) 保健福祉：保健福祉センター (1)
子育て・教育	保育所 (3) / 幼稚園 (2) / 小学校 (5) 中学校 (1) / 高校 (公立高校2) / 特別支援学校 (看護学校1) / 専門学校 (1) / 放課後児童クラブ (5)
防 災	消防署 (1) / 避難場所 (小学校5、旧小学校1、中学校1、高校2、ゴルフ場14) / 避難所 (公民館1、コミュニティセンター1) / 福祉避難所 (特別養護老人ホーム1)
行政・コミュニティ	支所 (1) / 公民館 (1) / コミュニティセンター (1) / 町会・自治会 (99)
商業施設	コンビニエンスストア (11) / ホームセンター (1) / スーパーマーケット (3) / 移動販売 (生活協同組合1、スーパーマーケット1) / 買い物送迎バス (スーパーマーケット1)
医療機関	総合病院 (2) / 診療所 (4) / 薬局 (12) / 歯科医院 (6)
交通機関	駅 (私鉄3) / バス路線 (12) / デマンドタクシー (1) / コミュニティバス (1) / 通院送迎 (総合病院1)
金融機関	銀行 (銀行1、信用金庫1、J A 1) / 郵便局 (5)

(3) 活動状況

団 体	高齢者分野	子ども分野	障がい者分野	地域分野	環境分野	防災・防犯分野
南総地区社協	○ふれあいサロン事業（会食会） ○相談支援事業（サロン開催時） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○ふれあいサロン事業	○相談支援事業（相談窓口開設）	○広報紙発行（ふれあい） ○福祉（ザ）事業 ○小域福祉ネットワーク連絡会議 ○相談支援事業（相談窓口開設） ○人材育成事業（福祉講座）	○環境整備活動（資源回収）	○災害支援ボランティア事業（避難所体験）
牛久小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動）	○児童下校時見守り活動 ○世代間交流活動（安全講習、学校行事支援）	○福祉教育（バリアフリーまち探検）	○広報紙発行（小域福祉ネットワーク）	○環境整備活動（美化活動）	○防犯マップ配布 ○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットみまもりくん配布）
内田小学校区小域福祉ネットワーク	○健康講座（介護予防） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動）	○児童登下校時見守り活動 ○世代間交流活動（地域講座、学校行事支援）		○広報紙発行（うちだ） ○郷土文化伝承活動	○環境整備活動（美化活動）	○防災啓発活動 ○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットみまもりくん配布）
寺谷小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○世代間交流活動（学習支援、学校行事支援）		○広報紙発行（寺谷小域福祉NW便り）	○環境整備活動（資源回収）	○防災・防犯マップ作成 ○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットみまもりくん配布） ○見守り支援活動（緊急時カード配布）
平三地区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）			○広報紙発行（へいさんの風）	○環境整備活動（美化活動一人暮らし高齢者世帯の除草作業）	○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットみまもりくん配布）
鶴舞地区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動）	○児童登校時見守り活動		○広報用チラシ発行	○環境整備活動（資源回収）	○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットみまもりくん配布）
戸田小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○児童登校時見守り活動		○広報紙発行（戸田小学校区小域福祉ネット通信）	○環境整備活動（美化活動植栽活動）	○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットみまもりくん配布）

9 加茂地区

(1) 統計データ

項 目	市原市全体	地区全体	白 鳥	富 山	高 滝	里 見
人 口 (人)	278,468	5,271	1,244	783	1,844	1,400
若年者人口 (15歳未満人口) (人)	28,841	239	55	35	90	59
若年者人口 / 人口 (%)	10.4	4.5	4.4	4.5	4.9	4.2
高齢者人口 (65歳以上人口) (人)	75,511	2,451	569	346	824	712
高齢者人口 / 人口 (%)	27.1	46.5	45.7	44.2	44.7	50.9
一人暮らし高齢者数 (人)	17,225	655	127	71	202	255
高齢者のみ世帯数 (世帯)	31,986	1,044	223	132	330	359

(2) 社会資源

分 野	整備状況 (設置数)
福 祉	高齢者福祉：地域包括支援センター (1) / 在宅介護支援センター (1) / 特別養護老人ホーム (3) / 軽費老人ホーム (1) 障がい者福祉：知的障がい者施設 (1)
子育て・教育	保育所 (3) / 小中一貫教育校 (1) / 放課後児童クラブ (1)
防 災	消防署 (1) / 避難場所 (旧小学校5、小中一貫教育校1、ゴルフ場7) / 避難所 (公民館1) / 福祉避難所 (特別養護老人ホーム3、経費老人ホーム1)
行政・コミュニティ	支所 (1) / 公民館 (1) / 町会・自治会 (34)
商業施設	コンビニエンスストア (2) / 買い物送迎バス (商工会議所1、南総地区スーパーマーケット1)
医療機関	診療所 (1) / 薬局 (1)
交通機関	駅 (私鉄7) / バス路線 (8) / 福祉有償運送 (1) / 通院送迎 (診療所1)
金融機関	銀行 (JA2) / 郵便局 (4)

(3) 活動状況

団 体	高齢者分野	子ども分野	障がい者分野	地域分野	環境分野	防災・防犯分野
加茂地区社協	○ふれあいサロン事業（会食会）			○広報紙発行（かも福祉だより） ○歳末たすけあい募金事業 ○小域福祉ネットワーク連絡会議		
白鳥地区小域福祉ネットワーク	○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動）	○児童・生徒登下校時見守り活動		○広報用チラシ発行		○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットのみ まもりくん配布）
富山地区小域福祉ネットワーク	○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動）					○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットのみ まもりくん配布）
高滝地区小域福祉ネットワーク	○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動）	○児童・生徒登下校時見守り活動				○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットのみ まもりくん配布）
里見地区小域福祉ネットワーク	○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動）			○広報紙発行（小域福祉ネットワークだより）		○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットのみ まもりくん配布）

10 五井地区

(1) 統計データ

項 目	市原市全体	地区全体	白金	若葉	千種	東海	国府	五井	京葉
人 口 (人)	278,468	65,841	8,909	6,474	14,920	5,346	1,903	18,101	10,188
若年者人口 (15歳未満人口) (人)	28,841	7,482	882	642	1,853	457	157	2,183	1,308
若年者人口/人口 (%)	10.4	11.4	9.9	9.9	12.4	8.5	8.3	12.1	12.8
高齢者人口 (65歳以上人口) (人)	75,511	14,603	2,034	1,621	3,272	1,761	636	3,562	1,717
高齢者人口/人口 (%)	27.1	22.2	22.8	25.0	21.9	32.9	33.4	19.7	16.9
一人暮らし高齢者数 (人)	17,225	3,942	586	451	906	359	115	1,073	452
高齢者のみ世帯数 (世帯)	31,986	6,451	934	737	1,454	671	234	1,666	755

(2) 社会資源

分 野	整備状況 (設置数)
福 祉	高齢者福祉：地域包括支援センター (1) / 特別養護老人ホーム (1) / 老人保健施設 (1) / ケアハウス (1) / グループホーム (3) 障がい者福祉：知的障がい者施設 (3) / 身体障がい者施設 (2) 児童福祉：児童養護施設 (1) 保健福祉：保健センター (1) / 健康福祉センター (1) / 福祉会館 (1)
子育て・教育	保育所 (4) / 幼稚園 (3) / 認定こども園 (1) / 子育て支援センター (3) / 小学校 (7) / 中学校 (4) / 高校 (公立高校1) / 放課後児童クラブ (13) / 中央図書館 (1) / 教育会館 (1)
防 災	消防署 (1) / 避難場所 (幼稚園1、小学校7、中学校4、高校1、公園7、サンブラザ市原1) / 避難所 (公民館1、コミュニティセンター1、勤労会館1) / 福祉避難所 (特別養護老人ホーム1、ケアハウス1、福祉会館1、福祉作業所1)
行政・コミュニティ	支所 (1) / 公民館 (1) / コミュニティセンター (1) / 勤労会館 (1) / サンブラザ市原 (1) / 町会・自治会 (72)
商業施設	コンビニエンスストア (44) / 複合型商業施設 (2) / ホームセンター (2) / スーパーマーケット (6)
医療機関	総合病院 (1) / 診療所 (42) / 薬局 (30) / 歯科医院 (28)
交通機関	駅 (JR1、私鉄2) / バス路線 (22) / 介護・子育てタクシー (1) / 介護タクシー (1) / 子育てタクシー (1)
金融機関	銀行 (銀行4、信用金庫2、JA1) / 郵便局 (6)

(3) 活動状況

団 体	高齢者分野	子ども分野	障がい者分野	地域分野	環境分野	防災・防犯分野
五井地区協	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○相談支援事業（サロン開設時）	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○相談支援事業（サロン開設時） ○福祉教育（ボランティア体験学習）		○広報紙発行（つくし） ○歳末たすけあい募金事業 ○小域福祉ネットワーク連絡会議		
白金小学校区スマイルネットワーク	○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○児童登下校時見守り活動 ○世代間交流活動（昔遊び学校行事支援）		○広報紙発行（スマイルネットワーク通信） ○地域あいさつ運動 ○地域勉強会（交通安全・救命講習会）		○合同防災訓練（小学校、町会と合同）
わかば福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○児童登下校時見守り活動（子ども110番の家設置促進）		○広報紙発行（わかば福祉ネットワーク通信）		○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットのみまもりくん配布）
千種小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動）	○児童登校時見守り活動（横断幕設置）		○広報用チラシ発行 ○地域福祉支援事業（歳末の世代間交流活動）		○防犯パトロール活動 ○防災・防犯マップ配布 ○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットのみまもりくん配布）
東海小・中学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動）	○児童登下校時見守り活動 ○世代間交流活動（昔遊び学校行事支援）		○広報紙発行（いきいきネットワーク通信） ○健康体操（3B体操） ○住民座談会（拠点の活用促進） ○地域福祉支援事業（歳末の郷土文化学習）	○環境整備活動（ごみゼロ運動）	○防犯パトロール活動 ○防災・防犯マップ配布 ○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットのみまもりくん配布）
国府小学校区小域福祉ネットワーク	○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○児童登校時見守り活動（危険箇所調査） ○世代間交流活動（学校行事・子ども会活動支援）		○広報用チラシ発行		○防犯パトロール活動 ○合同防災訓練（町会と合同） ○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットのみまもりくん配布）

11 市原地区

(1) 統計データ

項 目	市原市全体	地区全体	若 宮	石 塚	五 所	菊 間	八 幡	市 原
人 口 (人)	278,468	45,076	6,105	7,148	6,514	8,950	7,847	8,512
若年者人口 (15歳未満人口) (人)	28,841	4,116	458	573	563	970	830	722
若年者人口/人口 (%)	10.4	9.1	7.5	8.0	8.6	10.8	10.6	8.5
高齢者人口 (65歳以上人口) (人)	75,511	13,405	2,488	1,978	1,638	2,695	1,819	2,787
高齢者人口/人口 (%)	27.1	29.7	40.8	27.7	25.1	30.1	23.2	32.7
一人暮らし高齢者数 (人)	17,225	3,345	566	530	486	584	502	677
高齢者のみ世帯数 (世帯)	31,986	5,922	1,126	886	755	1,129	804	1,222

(2) 社会資源

分 野	整備状況 (設置数)
福 祉	高齢者福祉：地域包括支援センター (2) / 特別養護老人ホーム (3) / 養護老人ホーム (1) / 老人保健施設 (2) / グループホーム (3) 障がい者福祉：知的障がい者施設 (1) / 精神障がい者施設 (1) 保健福祉：保健福祉センター (1)
子育て・教育	保育所 (3) / 幼稚園 (6) / 小学校 (6) / 中学校 (4) / 高校 (公立高校2、私立高校1) / 特別支援学校 (看護学校1) / 放課後児童クラブ (8) / 教育センター (1) / 青少年会館 (1) / 青少年指導センター (1)
防 災	消防署 (1) / 避難場所 (小学校6、中学校4、高校3、公園2) / 指定避難所 (公民館1、コミュニティセンター1) / 福祉避難所 (養護老人ホーム1、特別養護老人ホーム3、保健福祉センター1、専門学校1、特別支援学校1)
行政・コミュニティ	支所 (1) / 公民館 (1) / コミュニティセンター (1) / 町会・自治会 (82)
商業施設	コンビニエンスストア (33) / ホームセンター (1) / スーパーマーケット (6)
医療機関	診療所 (49) / 薬局 (13) / 歯科医院 (22)
交通機関	駅 (JR1) / バス路線 (15) / 介護タクシー (2)
金融機関	銀行 (銀行2、信用金庫2、JA1) / 郵便局 (6)

(3)活動状況

団 体	高齢者分野	子ども分野	障がい者分野	地域分野	環境分野	防災・防犯分野
市原地区社協	○ふれあいサロン事業（茶話会）	○ふれあいあいサロン事業		○広報紙発行（ほほえみ） ○歳末たすけあい募金事業 ○小域福祉ネットワーク連絡会議		
若宮小学校区まんまるネットワーク	○ふれあいあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動） ○健康講座（健康体操） ○会食・配食サービス ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○ふれあいあいサロン事業		○広報紙発行（まんまるネットワークだより） ○困りごと相談（司法書士による専門相談） ○住民交流サロン活動（交流会、講座、健康体操）		○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットみまもりくん配布）
石塚小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいあいサロン事業（茶話会） ○安心生活見守り支援事業（見守り・声かけ活動） ○地域福祉支援事業（歳末の交流活動）	○児童登下校時見守り活動		○広報紙発行（ゆーかり）		○防犯パトロール活動 ○防犯マップの配布 ○安心生活見守り支援事業（福祉医療情報キットみまもりくん配布）
五所小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいあいサロン事業（茶話会）	○ふれあいあいサロン事業 ○児童登下校時見守り活動		○広報用チラシ発行	○環境整備活動（公園清掃）	○防犯パトロール活動
菊間小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいあいサロン事業（茶話会）	○ふれあいあいサロン事業 ○児童登下校時見守り活動		○広報用チラシ発行		○防犯パトロール活動
八幡小学校区小域福祉ネットワーク	○ふれあいあいサロン事業（茶話会）	○ふれあいあいサロン事業		○広報用チラシ発行		○災害・緊急時訓練（無事ですタオル掲示）

第5章 計画の推進と評価

1 計画の周知

地域福祉は、地域住民をはじめ、地域の関係団体、NPO・ボランティア、福祉事業者、市原市（行政）、市社協など、地域に関係する団体・個人が、相互に連携・協働しながら推進していくことが大切です。

そこで、本活動計画で示した基本理念や取り組みの方向性などについて、ダイジェスト版、広報紙、ホームページなどにより幅広く周知を図ります。

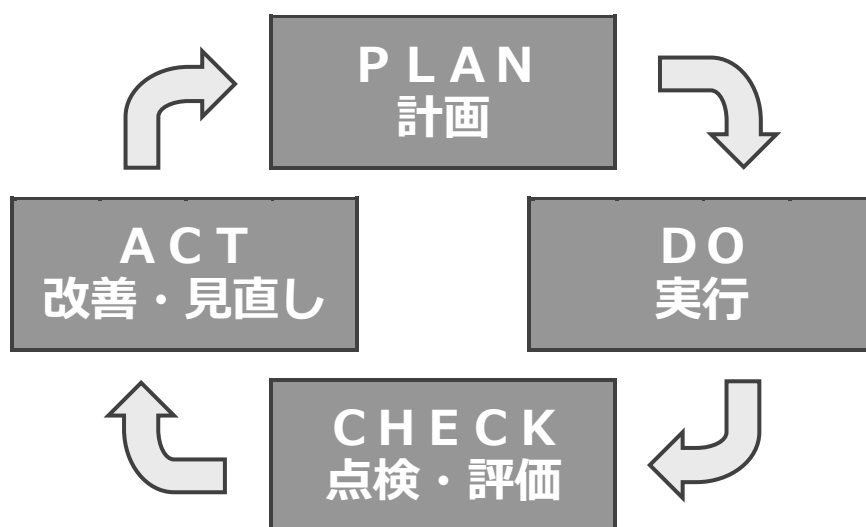
また、先駆的な取り組みや活動事例などについても、様々な機会を捉えて周知を行い、住民参加・住民主体による地域福祉活動を促進していきます。

2 計画の進行管理

本活動計画の進捗状況は、パートナーシッププランとの整合性を図りながら、PDCAサイクル（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Act（改善・見直し）の4段階の繰り返し）に基づき、進行管理を行います。

また、単年度ごとに本活動計画の検証を行い、各年度の市社協事業計画などに反映していくなど、本活動計画の効果的な推進を図ります。

図表7 PDCAサイクルのイメージ



3 計画の推進体制

(1) 推進体制

地域福祉の推進役を担う市社協として、全ての部門、全ての役職員が一丸となり、「オール市社協」で本活動計画の目指すまちの実現に向けて取り組みを進めます。

①理事会・常任委員会

市社協理事で構成する「理事会」及び「常任委員会」において、本活動計画の進捗状況の検討、情報や課題の共有化を図るとともに、定期的に点検・評価を行っていきます。

②地域福祉活動推進本部会議・職員連絡調整会議

市社協職員で階層別に構成する「地域福祉活動推進本部会議」及び「職員連絡調整会議」において、本活動計画の進捗状況の検討、情報や課題の共有化を図るとともに、定期的に点検・評価を行っていきます。

(2) 連携・協働体制

市原市主管課（保健福祉課）との「計画推進連絡会議」を定期的を開催し、パートナーシッププラン及び本活動計画の進捗状況の検討、情報や課題の共有化を図るとともに、市原市（行政）との連携・協働体制の強化を図ります。

(3) 活動実践者からの意見集約

本活動計画に基づく取り組みの実行（実効）性を高めていくために、定期的または適宜に活動実践者の意見を拝聴・集約し、その後の取り組みの方向性や計画などに反映していきます。

①小域福祉ネットワーク・地区社協からの意見集約

各小域福祉ネットワークの代表者で構成する「いちほら小域福祉ネットワーク連絡会議」や、各地区社協の会長及び事務局長などで構成する「地区社協連絡会」、また、それぞれの小域福祉ネットワークや地区社協で行われる会議などにおいて、定期的に活動実践者からの意見集約を行っていきます。

②地域活動に関わる団体・個人からの意見集約

地域の関係団体はもちろんのこと、民生委員・児童委員、安心生活見守り支援事業における安心訪問員、ボランティアなど、様々な立場で地域活動に関わっている方々からも意見集約を行っていきます。

4 計画の指標

本活動計画の達成度や進捗状況を点検・評価するために、以下とおり指標を設定します。

基本目標1 みんなで支え合い助け合える地域づくり

指 標	現状値 (平成28年度)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (平成33年度)
小域福祉ネットワーク 設置数	43小学校区	46小学校区	46小学校区
ふれあいサロン事業実 施数	68会場	80会場	90会場
安心生活見守り支援事 業実施数	28小学校区	37小学校区	46小学校区
災害支援ボランティア 事業実施数	4地区	7地区	11地区

基本目標2 みんなの生活を支えるための体制づくり

指 標	現状値 (平成28年度)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (平成33年度)
総合相談支援事業受付 件数	689件	800件	900件
相談支援事業実施数	9地区	11地区	11地区
日常生活支援事業（住 民参加型在宅福祉サー ビス）実施数	3地区	7地区	11地区

基本目標3 みんなの顔がつながる仕組みづくり

指 標	現状値 (平成28年度)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (平成33年度)
地区行動計画策定地区 数	—	11地区	11地区

※地区行動計画は平成29年度末までに策定することを基本とします。

基本目標4 みんなで取り組むための基盤づくり

指 標	現状値 (平成28年度)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (平成33年度)
小域福祉ネットワーク 活動者数	1,864名	2,000名	2,100名
安心生活見守り支援事 業安心訪問員数	711名	900名	1,100名
地区社協活動者数	771名	800名	830名
人材育成事業実施数	4地区	7地区	11地区
ボランティア登録者数	5,000名	5,200名	5,400名

資料編

計画の策定経過

開催日	内 容
平成28年 11月28日	平成28年度第3回市社協理事会 ・基本的な考え方（案）について
12月22日	平成28年度第3回市社協評議員会 ・基本的な考え方（案）について
平成29年 2月 3日	平成28年度第4回地区社協連絡会 ・基本構成（案）に対する意見集約
2月 6日	平成28年度第2回いちほら小域福祉ネットワーク連絡会議 ・基本構成（案）に対する意見集約
2月24日	平成28年度第5回市社協理事会 ・基本構成（案）について
3月27日	平成28年度第6回市社協理事会 ・骨子（案）について
3月29日	平成28年度第4回市社協評議員会 ・骨子（案）について
6月 1日	平成29年度第1回市社協理事会 ・たたき台について
6月15日	平成29年度第2回地区社協連絡会 ・たたき台に対する意見集約
	平成29年度第1回いちほら小域福祉ネットワーク連絡会議 ・たたき台に対する意見集約
6月26日	平成29年度第1回市社協評議員会 ・たたき台について
6月29日	平成29年度第2回市社協理事会 ・原案の上程承認
毎月定例開催	市社協正副会長会議 ・基本的な考え方（案）、基本構成（案）、骨子（案）、たたき台、最終原案に対する意見集約、提言
毎月定例開催	地域福祉活動計画推進本部会議 ・基本的な考え方（案）、基本構成（案）、骨子（案）、たたき台、最終原案の作成
平成28年10月～ （随時開催）	地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム ・総体的な枠組み及び具体的推進項目のたたき台の作成 ・基本的な考え方（案）、基本構成（案）、骨子（案）、たたき台、最終原案の作成

用語解説

本活動計画における用語の意味は、以下のとおりです。

■NPO

Nonprofit Organization または Not for Profit Organization の略称で、様々な非営利活動を行う団体の総称。このうち、平成10年に施行された特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した法人を特定非営利活動法人（通称：NPO法人）という。

■協議体

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの一つ。市町村が主体となり、生活支援・介護予防サービスの提供主体などが参画し、定期的な情報共有や連携強化の場として、中核となるネットワークのこと。

■共同募金

民間社会福祉事業を推進するための財源を、国民一人ひとりの自発的な助け合いの精神で集めようとする全国民的募金運動。赤い羽根をシンボルとすることから「赤い羽根共同募金」とも呼ばれる。各都道府県共同募金会が実施主体となる民間の募金活動。

■居宅介護支援事業所

介護保険制度で、要支援または要介護の認定を受けた方が、最適な介護サービスを受けることができるようにサポートをするケアマネージャー（介護支援専門員）が所属する事業所。

■ケアマネージャー（介護支援専門員）

介護保険制度で、要支援または要介護の認定を受けた方からの相談を受け、利用者の希望や心身の状態などに応じた介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者や関係機関との連絡調整などを行う専門職。

■権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がいのある方などに代わって、援助者が代理として、その権利やニーズの表明の保護を行うこと。

■孤独死

地域社会とのつながりを持たない状態で亡くなり、亡くなった事実が長期間誰にも気づかれなかった状態を指す語で、「孤立死」とともに用いられる表現。一般的に、「孤独死」は、誰にも看取られずに亡くなることを指し、典型的な例として、一人で近所付き合いのない高齢者がひっそり亡くなる場合などがある。ただし、一人暮らしではなく、家族暮らしであっても社会的に孤立しており、周囲に気づかれないまま亡くなり、長期間が経過する場合などには「孤立死」の語が用いられることがある。

■災害ボランティアセンター

大規模災害が発生した時に、被災地の市町村社協が中心となって開設される、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。被災した地域・住民のニーズ把握やボランティアの受け入れ、支援ニーズとボランティアの活動希望の結びつけなどを行う。

■社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。単身世帯の増加などが背景にあり、孤独死・孤立死や犯罪、消費トラブルなどの素地となるだけでなく、生きがいや尊厳など、人の内面にも深刻な影響を及ぼすおそれがある。

■社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された公益法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。

■生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの一つ。高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者のこと。

■生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方。

■生活保護

資産や能力など、全てを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

■団塊の世代

第2次世界大戦後の1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）までの第1次ベビーブームに生まれた世代のこと。

■知的障がいや精神障がいのある方などの地域生活移行

障がいのある方が、入所施設や病院での生活から、地域にあるグループホームなどへ住まいの場・生活の場を移行すること。

■閉じこもり（閉じこもり症候群）

生活の活動空間がほぼ家の中のみへと狭小化することで活動性が低下し、その結果、廃用性症候群（身体を使わないことから起こる機能低下）を発生させ、心身両面の活動を失っていく結果、寝たきりに進行するというプロセスを指す。

■認知症

脳や身体の疾患を要因として、記憶や判断力などに障がいが生じることによって、通常の社会生活を送ることができなくなった状態がおよそ6ヵ月以上継続する疾病の総称。

■引きこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）のこと。

■福祉教育

子どもを対象とした学校教育だけでなく、大人も含めた全ての人を対象とし、学校や地域でのボランティア体験や世代間交流などの活動を通じて、「共に生きる力」を育む取り組み。人の幸せを阻害するモノやコトは何なのかに気づき、それを軽減したり、取り除いたりするためにはどうすれば良いのかを考え、実際に行動するための力を育むこと。

■法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な方の保護や支援を行うこと。

■保健福祉センター

地域福祉センター、老人福祉センター、児童館などの機能を持つ、保健福祉活動の拠点として設置された施設。市原市内には4ヵ所に設置されており、このうち、菊間コミュニティ・保健福祉センターを除く、姉崎保健福祉センター（愛称：アネッサ）、三和保健福祉センター（愛称：サンハート）、南部保健福祉センター（愛称：なのはな館）の3館については、市原市（行政）の委託を受けて、指定管理者として市社協が管理・運営にあたっている。

■ボランティア

自発的な意志に基づき、人や社会に貢献する活動を行うこと。活動の性格として、自主性（主体性）、社会性（連帯性）、無償性（無給性）などが挙げられる。

第5次市原市地域福祉活動計画（前期計画）

平成29年7月発行

編集・発行 社会福祉法人市原市社会福祉協議会

〒290-0075 千葉県市原市南国分寺台 4-1-4

電話 0436 - 24 - 0011

FAX 0436 - 22 - 3031

E-Mail info@ichihara-shakyo.or.jp
